

第2 事業報告

I 獣医師道の高揚に関する事項

1 獣医師職業倫理対策

(1) 獣医師法、獣医療法、薬事法等の関係法令に係る情報等については、地方獣医師会長あて通知、日本獣医師会雑誌やインターネットホームページへの掲載等を行い、情報の逐次提供と法令順守の徹底を要請した。

(2) 家畜共済事業における動物診療提供の適正の確保等について

農林水産省から、家畜共済事業において獣医師による架空診療の不正請求に係る農業共済組合連合会及び農業共済組合による不当な保険金の支払い事例等が指摘され、該当の連合会に対し業務改善命令が発出されたことをうけ、平成21年7月6日付け21日獣発第98号により、日本獣医師会会長から地方獣医師会会長に対し、今回の事案を十分踏まえ、会員獣医師に対し日本獣医師会獣医師倫理綱領（獣医師の誓い－95年宣言）の精神に立ち返り、獣医師職業倫理の徹底を通じ同様事案の再発防止に備えるよう指導を要請した。

2 獣医師に対する行政処分

3名の獣医師による、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（卑わいな行為の禁止）違反行為に対して、及び廃棄物の処理及び清掃に関する（投棄禁止）違反行為に対して、さらに薬事法（医薬品の販売業の許可）違反行為に対して、獣医師法第8条第2項の規定に基づく行政処分が行われたことを受け、平成21年7月15日付け21日獣発第106号により、日本獣医師会会長から地方獣医師会会長に対し、関係法令の順守と獣医師倫理の高揚を図り、獣医師の社会的信頼を失うことのないよう要請した。

II 獣医学術の振興・普及及び調査研究に関する事項

1 日本獣医師会獣医学術学会年次大会(宮崎)

(1) 日本獣医師会及び同学会の主催、宮崎県獣医師会の共催、九州地区獣医師会連合会の協力、日本獣医学会の企画協力により、平成22年1月29日(金)から31日(日)の3日間、宮崎市のワールドコンベンションセンター サミットにおいて、農林水産省、厚生労働省、環境省、宮崎県、宮崎市の後援のもとに学会年次大会(宮崎)を開催した。

なお、平成21年度の地区学会長賞受賞講演の中から、日本獣医師会学会の会長賞を各1題選考し、日本獣医師会の獣医学術賞とあわせて学会年次大会(宮崎)の場において発表・表彰した。

《平成21年度 日本獣医師会の獣医学術学会年次大会(宮崎)開催状況》

開催場所	開催期日	発表区分	産業動物	小動物	公衆衛生	計	参加登録者数
ワールド コンベンション センター サミット (宮崎市)	年次学会：	特別講演等*	32題	69題	33題	134題	2,446名
	平成22年1月 29日～31日	地区学会長賞受賞講演	23題	22題	15題	60題	
	定期総会：	一般口演	23題	22題	6題	51題	
	1月30日	研究報告	14題	15題	16題	45題	
合 計			92題	128題	70題	290題	

注1：※印は、平成21年度日本獣医師会獣医学術賞「獣医学術奨励賞」受賞者記念講演を含む。

注2：その他、文部科学省科学研究費補助金補助事業「世界的な乳牛繁殖効率低下の原因と対策に関する国際シンポジウム」において、招待講演10題、一般申込演題13題の講演が行われた。

《平成21年度 日本獣医師会の学会会長賞受賞業績》

ア 日本産業動物獣医学会

牛マイコプラズマ性乳房炎の迅速簡易診断技術の開発とその応用に関する研究

<北海道地区学会長賞受賞>

樋口豪紀(酪農学園大学)、他

イ 日本小動物獣医学会

小腸内異物の犬43例及び猫1例における超音波検査所見

<九州地区学会長賞受賞>

高橋雅弘(高橋ペットクリニック・福岡県)、他

ウ 日本獣医公衆衛生学会

GC/MS/MSによる食肉中の残留農薬一斉分析法 - GPCを用いない簡易前処理法の開発 -

<関東・東京地区学会長賞受賞>

近藤貴英(さいたま市健康科学研究センター)、他

(2) 獣医学術学会年次大会の充実・強化

ア 文部科学省関係

平成21年度の文部科学省科学研究費補助金事業としては、日本産業動物獣医学会が申請した「世界的な乳牛繁殖効率低下の原因と対策に関する国際シンポジウム」開催事業が同補助金交付事業として採択され、平成21年度学会年次大会(宮崎)において実施した。

イ 日本獣医学会との連携・協力

日本獣医師会の学会と(社)日本獣医学会との連携・協力の一環として、日本獣医学会から学会年次大会(宮崎)のシンポジウムとして、①鶏におけるサルモネラ、カンピロバクターの疫学と対策、及び②牛白血病の現状(その克服を目指して)について、企画協力を得た。

2 今後における日本獣医師会獣医学術学会年次大会の開催計画

今後の日本獣医師会獣医学術学会年次大会(以下、「学会年次大会」という。)の開催等について、次のとおり協議を行った。

- (1) 平成21年8月24日：日本獣医師会と北海道獣医師会関係者による「平成23年度日本獣医師会学会年次大会事前検討会」を開催し、会場候補施設の視察及び学会年次大会開催運営の内容等について確認・検討を行った。

- (2) 平成 21 年 9 月 7 日： 日本獣医師会の第 3 回理事会において、①平成 22 年度の学会年次大会は岐阜県獣医師会の共催により中部獣医師会連合会の協力を得て、岐阜市の「長良川国際会議場」と「岐阜都ホテル」において開催する予定であること、また、②平成 23 年度の学会年次大会については北海道獣医師会の共催により、札幌市内の会場での開催を検討していることが報告され、それぞれ了承された。
- (3) 平成 21 年 10 月 2 日： 全国獣医師会会長会議において、①平成 22 年度の学会年次大会は岐阜県獣医師会の共催により中部獣医師会連合会の協力を得て、岐阜市の「長良川国際会議場」と「岐阜都ホテル」での開催を予定していること、②平成 23 年度の学会年次大会については北海道獣医師会の共催により札幌市内の会場での開催を検討していること、③平成 24 年度の学会年次大会は関西地区での開催を念頭に関係地方獣医師会と調整を行っていることが報告され、了承された。
- (4) 平成 21 年 10 月 29 日： 日本獣医師会学会会長・副会長会において、①平成 22 年度の学会年次大会は岐阜県獣医師会の共催により中部獣医師会連合会の協力を得て、岐阜市の「長良川国際会議場」と「岐阜都ホテル」において開催することが確認されるとともに、②平成 23 年度の学会年次大会については北海道獣医師会の共催により札幌市内の会場での開催を検討していること、及び③平成 24 年度の学会年次大会は関西地区での開催を念頭に対応等の調整を行っていることが報告され、了承された。
- (5) 平成 21 年 11 月 17 日： 日本獣医師会と岐阜県獣医師会関係者による「平成 22 年度日本獣医師会学会年次大会準備委員会」を開催し、平成 22 年度学会年次大会の開催運営、今後のスケジュール等について確認・協議を行った。
- (6) 平成 22 年 2 月 18 日： 地区獣医師会連合会会長会議において、①平成 22 年度の学会年次大会は岐阜県獣医師会の共催により中部獣医師会連合会の協力を得て、岐阜市の「長良川国際会議場」と「岐阜都ホテル」で開催することが確認されるとともに、②平成 23 年度の学会年次大会については北海道獣医師会の共催により「札幌コンベンションセンター」での開催を検討していること、及び③平成 24 年度の学会年次大会は大阪市獣医師会の共催により大阪市内の会場での開催を検討していることが報告され、了承された。
- (7) 平成 22 年 3 月 24 日： 日本獣医師会の第 4 回理事会において、①平成 22 年度の学会年次大会は岐阜県獣医師会の共催により中部獣医師会連合会の協力を得て、岐阜市の「長良川国際会議場」と「岐阜都ホテル」で開催することが確認されるとともに、②平成 23 年度の学会年次大会については北海道獣医師会の共催により「札幌コンベンションセンター」での開催を検討していること、及び③平成 24 年度の学会年次大会については大阪市獣医師会の共催により大阪市内の会場での開催を検討していることが報告され、了承された。

3 獣医学術地区学会

日本獣医師会の獣医学術の分野別運営機関である学会（日本産業動物獣医学会、日本小動物獣医学会、日本獣医公衆衛生学会）は、前掲 1 のとおり獣医学術学会年次大会を開催したが、一方、各地区単位において平成 21 年度の獣医学術地区学会（以下、「地区学会」という。）を担当地方獣医師会の運営により開催した。

なお、地区学会においては、研究発表の中から優秀研究業績（1 地区・1 学会につき各 4 題を上限）として地区学会会長賞を選考し、表彰した。

《平成21年度 獣医学術地区学会開催状況》

開催地区 (担当地方会)	開催場所	開催期日	地区学会発表演題数				参加者数
			産業動物	小動物	公衆衛生	計	
北海道 (北海道)	北海道大学	9月 3,4日	81(4)	62(4)	16(1)	159(9)	680名
東北 (青森県)	ホテル青森	9月18日	32(2)	30(2)	16(1)	78(5)	311名
関東・東京 (千葉県)	ホテルグリーンタワー千葉	9月13日	18(2)	26(2)	18(1)	62(5)	824名
中部 (愛知県)	HOTEL ルブラ王山	9月6日	20(2)	26(2)	10(2)	56(6)	901名
近畿 (和歌山県)	大阪府立大学	10月18日	32(4)	60(3)	14(1)	106(8)	450名
中国 (島根県)	く に び き メ ッ セ	10月 10,11日	42(4)	53(4)	35(4)	130(12)	350名
四国 (香川県)	サ ン ポ ー ト 高 松	9月6日	15(1)	16(1)	9(1)	40(3)	224名
九州 (福岡県)	福岡国際会議場	10月18日	58(4)	54(4)	29(4)	141(12)	847名
計(8ヵ所)			298(23)	327(22)	147(15)	772(60)	4,587名

注：演題数の()内数字は、地区学会長賞受賞研究業績数である。

4 日本獣医師会学会組織及び事業運営のあり方の検討

今後の日本獣医師会の学会組織及び学会運営のあり方について、次のとおり検討等を行った。

- (1) 平成21年8月28日： 学術部会学術・教育・研究委員会の中間取りまとめによる「日本獣医師会学会の組織及び事業運営の見直しの方向」を各地方獣医師会会長に通知し、内容について意見を聴取した。
- (2) 平成21年9月7日： 第3回理事会において、中間取りまとめについて説明し、報告を行った。
- (3) 平成21年10月2日： 全国獣医師会会長会議において、「学会（学術分野別の学会活動運営機関）の組織及び事業運営の見直し」について説明・報告を行った。
- (4) 平成21年10月29日： 学会監査会及び同正副会長会において、上記(3)について説明・報告し検討を行った。
- (5) 平成21年12月3日： 第8回学術・教育・研究委員会を開催し、「日本獣医師会学会の組織及び事業運営の見直し検討の経過について」及び「公益法人制度改革等を踏まえた学会（地区学会を含む）の組織と運営のあり方」について説明・協議を行い、今後、中間取りまとめの方向で基本的に進めることが確認された。

- (6) 平成22年1月19日： 第9回総務・広報委員会において、「新たな公益法人制度への対応」の説明・協議事項の中で「今後における日本獣医師会学会事業（地区学会事業）及び地区獣医師大会事業の運営の考え方」について説明・協議を行った。
- (7) 平成22年1月30日： 学会合同理事会において、「今後における日本獣医師会学会及び地区学会の組織と事業運営のあり方（地区獣医師大会事業を含む。）」について報告を行った。
- (8) 平成22年2月18日： 地区獣医師会連合会会長会議において、「新公益法人制度移行に向けての対応の件」の議事の中で、「日本獣医師会の学会及び地区獣医師会（連合会）単位で行う地区学会事業（地区獣医師大会事業を含む。）の運営等」について説明が行われ、了解された。
- (9) 平成22年3月17日： 地区獣医師会連合会会長会議の協議結果を受け、地方獣医師会会長に「今後における学会及び地区学会（地区大会を含む。）の運営等」について、①学会については日本獣医師会の獣医学術学会事業として、②地区学会（地区大会を含む。）については、獣医師会の各地区を構成する各地方獣医師会による獣医学術地区学会事業（地区大会については、地区獣医師会向上事業等）として推進願うこととなることから、必要な体制の整備を検討いただきたい旨、通知を行った。
- (10) 平成22年3月24日： 第4回理事会において、上記(9)の地区獣医師会連合会会長会議の協議結果及び通知について説明・報告を行った。

なお、学会の組織と事業運営（地区獣医師大会事業を含む。）見直しのポイント（基本的な考え方）は、「学会」及び「地区学会」の運営の現状に配慮した上で、公益目的事業としての位置づけの明確化を図ることを含め、次の考え方により所要の見直しを行うこととされた。

ア 学 会

日本獣医師会の「学会」については、「部会」と同様に、①日本獣医師会の事業実施機関〔日本獣医師会の定款に基づく組織（「部会」が職域別の事業運営機関であるのに対し、「学会」は学術分野別の学会活動運営機関）〕として位置づけ、②その事業の運営については、日本獣医師会が行う獣医学術振興・普及を目的とする公益目的事業〔学会事業（獣医学術学会事業）〕として運営し、③会計・経理を行う。

イ 地区学会及び地区獣医師大会

(ア) 現在、日本獣医師会の会員地区制の下で各地方獣医師会については、地区ごとに地区を構成する地方獣医師会の区分けが行われている。この中で複数の地方獣医師会により構成される地区（7地区）においては、地区単位で実施する事業の協議・連絡調整機関として地区獣医師会連合会が置かれている。

(イ) 「地区学会」及び「地区学会が行う獣医学術地区学会事業」については、基本的にはこれまで実態的に行われていると同様、①各地区を構成する地方獣医師会（各地区を構成する獣医師会が複数の場合は、地区獣医師会連合会）ごとに地区学会を組織し、②その事業の運営については、当該地区を構成する各地方獣医師会による獣医学術の振興・普及を目的とする公益目的事業〔地区学会事業（獣医学術地区学会事業）〕として運営し、③日本獣医師会の学会事業（獣医学術学会事業）との連携を確保することとする。

なお、各地区の地区学会事業において毎年度開催する「獣医学術地区学会」は、当該獣医学術地区学会の開催を担当する地方獣医師会が主催することとし、当該地区を構成する地方獣医師会が複数の場合は、主催する地方獣医師会以外の地方獣医師会の共催により行うものとする。

(ウ) 以上により「地区学会」の組織及び地区学会の行う獣医学術地区学会事業については、日本獣医師会の「学会」と同様に形式的要件を整理し、二重構造化を廃することとする。

(エ) なお、「地区獣医師大会」については、前記イと同様、① 各地区を構成する地方獣医師会（各地区を構成する獣医師会が複数の場合は、地区獣医師会連合会）ごとに、当該地区を構成する各地方獣医師会による獣医事の向上及びその普及・啓発等を目的とする公益目的事業（例えば、地区獣医事向上政策等提言事業等）として運営する。

「地区獣医師大会」は、前記(イ)の「獣医学術地区学会」と同様、当該地区獣医師大会の開催を担当する地方獣医師会が主催することとし、当該地区を構成する地方獣医師会が複数の場合は、主催する地方獣医師会以外の地方獣医師会の共催により行うものとする。

5 日本獣医師会雑誌（日獣会誌）

(1) 日獣会誌

ア 獣医学術の専門技術・知識等の普及・啓発とともに、獣医学術・獣医事情報の提供及び獣医師専門職をはじめ広く獣医療従事者の人材養成を担う獣医学術情報媒体として、専門職獣医師をはじめ、国内外関係者への獣医学術・獣医事情報提供活動として日獣会誌を毎月定期に発行した。

イ 平成21年度は、「解説・報告」として、シリーズ企画として、第62巻9号（平成21年9月号）から隔月で、動物衛生研究所における最新研究情報を紹介した「最近における動物衛生研究情報」を、また、第62巻10号（平成21年10月号）から隔月で、小動物臨床の専門家等による小動物臨床をめぐる最新情報を紹介した「最近における小動物臨床情報」を掲載した他、第62巻10号（平成21年10月号）から第63巻2号（平成22年2月号）まで（5回連載）、獣医学系大学における産業動物臨床教育の現状等を紹介した「産業動物臨床教育の現状と課題」を、さらに第63巻3号（平成22年3月号）では、特集記事として、高度放射線診療の新たな法整備に伴う留意点等を、行政担当者、獣医学系大学臨床担当教官、放射線機器取扱い企業関係者からそれぞれの立場で解説いただいた「動物医療における高度放射線診療の体制整備」を掲載した。

なお、昨年に続き、「論説」、「診療室」等、動物医療各分野で活躍する構成獣医師に原稿の執筆を依頼し、動物医療関係分野に関連する諸問題の論評や動物医療関係制度等の最新情報等を掲載して情報提供に努めた。

ウ 「平成21年度獣医師生涯研修事業のページ」においては、「生涯研修のページQ&A」及び生涯研修事業ポイント取得対象プログラムの案内を毎号掲載の他、第62巻第11号（平成21年11月号）に平成20年度「獣医師生涯研修継続参加認定証」、「生涯研修プログラム修了証」取得者及び「生涯研修実績証明書」取得者一覧を掲載して、同事業の広報並びに円滑な推進に努めた。

エ 平成21年度の各号（第62巻第4号～第63巻第3号）における会報記事の掲載状況は、次のとおり。

《 日本獣医師会雑誌（会報）の編集区分別掲載状況 》

巻頭言（会長挨拶等）	4	行事等案内（報告）	23
論 説	10	募 集	8
総 説	4	異動（移動）通知	1
会 議 報 告	8	紹 介	47
解 説・報 告	39	表 彰	4
学 術・教 育	0	訃 報	9
行 政・獣医事	38	行事等（事務局日誌）	12
資 料	0	獣医師生涯研修事業のページ	28
意 見	8	馬 耳 東 風	12
診 療 室	12	そ の 他	3
紀 行・見 聞	0	合 計	270

(2) 日獣会誌のうち、学会学術誌

ア 獣医学術の振興・普及と獣医学術の業績評価等を通じ獣医師専門職の人材育成に資するため、広く獣医師等から投稿された学術論文を学会ごとに編集するとともに、「学会だより」に論文の審査や編集が円滑に行われることを目的に策定された「投稿の手引き（投稿に係る細部要領）」を定期的に掲載獣医学術情報の構成獣医師、国内外関係者への情報提供活動として、毎月発行した。

なお、一部の分野については、原稿投稿の減数が顕著となったため、原因を調査し、学会役員等へ投稿促進を依頼するとともに、本誌の位置づけを明確にして、全国獣医師関係団体、学術研究団体、獣医学系大学あて投稿の促進を要請した。

また、平成 21 年度(平成 21 年 4 月号～平成 22 年 3 月号)における日本獣医師会学会誌の学術論文掲載状況は、次のとおり。

会誌名	総説	原著	短報	資料	技術講座	合計
日本産業動物獣医学会会誌	0	16	13	2	0	31
日本小動物獣医学会会誌	0	9	29	0	0	38
日本獣医公衆衛生学会会誌	0	4	3	3	0	10
計	0	29	45	5	0	79

イ 日本獣医師会学会誌編集委員会において、今後の編集計画の他、学会の組織・事業運営等に係る関係規程の見直しの一環として、学会誌関係規程の見直しの方向等について協議した。

なお、平成 21 年度（平成 21 年 4 月号～平成 22 年 3 月号）における投稿原稿の審査状況は、次のとおり。

会誌名	審査原稿数			処理原稿数			次年度への繰越原稿数
	新規受付	前年度からの繰越	合計	採用	不採用	合計	
日本産業動物獣医学会会誌	37	13	50	26	7	33	17
日本小動物獣医学会会誌	49	21	70	37	14	51	19
日本獣医公衆衛生学会会誌	10	11	21	12	3	15	6
計	96	45	141	75	24	99	42

6 日本獣医師会獣医学術賞

日本獣医師会では、昭和 62 年から産業界の協力を得て日本獣医師会獣医学術奨励賞の授与を実施してきたが、新公益法人制度移行に向けた学会関係事業運営の適正化を期す観点から、また、これまで功績者に授与する現行の各賞の名称等については、各賞間の紛らわしさ等の不都合が指摘されてきたことから、これまでの「日本獣医師会獣医学術奨励賞表彰規程」を廃止し、新たに「日本獣医師会獣医学術賞表彰規程」として、また、同表彰規程の制定に伴い、選考の要領を「日本獣医師会獣医学術賞選考要領」として制定した。

このことにより、今後、獣医学術の振興・普及及び調査・研究の進展に対する功績者の表彰は、「日本獣医師会獣医学術賞」として統一するとともに、獣医学術賞の三区分の名称を「獣医学術奨励賞」、「獣医学術学会賞」及び「獣医学術功労賞」とした。

なお、日本獣医師会獣医学術賞は、学会年次大会の場において日本獣医師会長から本賞と副賞（協賛産業界から提供された調査研究奨励費）をそれぞれ次の者に授与し、表彰した。

《平成21年度 日本獣医師会の獣医学術賞受賞研究業績及び受賞者氏名》

(1) 産業動物部門

- ア 獣医学術奨励賞： 馬の喉嚢真菌症 85 例の治療成績
(日本獣医師会雑誌第 62 巻第 1 号)
樋口 徹 (北海道日高地区農業共済組合家畜診療センター)、他
- イ 獣医学術学会賞： 牛マイコプラズマ性乳房炎の迅速簡易診断技術の開発とその応用に関する研究
樋口豪紀 (酪農学園大学)、他
- ウ 獣医学術功労賞： 乳牛に多発する肢蹄疾患の治療と予防に関する研究と応用普及
大竹 修 (元・岡山県農業共済組合連合会家畜診療研修所長)

(2) 小動物部門

- ア 獣医学術奨励賞： 新 WHO 分類による犬・猫の悪性リンパ腫の組織学的診断
(日本獣医師会雑誌第 61 巻第 7 号) 坂井祐介 (東京大学大学院農学生命科学研究科)、他
- イ 獣医学術学会賞： 小腸内異物の犬 43 例及び猫 1 例における超音波検査所見
高橋雅弘 (高橋ペットクリニック・福岡県)、他
- ウ 獣医学術功労賞： 小動物の血液病学に関する研究並びに臨床獣医学の発展への貢献
前出吉光 (北海道大学名誉教授)

(3) 公衆衛生部門

- ア 獣医学術奨励賞： と畜場に搬入された豚から検出された *Streptococcus suis* の疫学的検討
(日本獣医師会雑誌第 62 巻第 7 号) 土屋祐司 (浜松市食肉衛生検査所)、他
- イ 獣医学術学会賞： GC/MS/MS による食肉中の残留農薬一斉分析法 -GPC を用いない簡易前処理法の開発-
近藤貴英 (さいたま市健康科学研究センター)、他
- ウ 獣医学術功労賞： と畜場及び食鳥処理場における微生物制御並びに食中毒細菌の制御に関する研究
品川邦汎 (岩手大学名誉教授)

7 中村寛獣医学術振興基金

平成 21 年度における中村寛獣医学術振興基金は、中村寛獣医学術振興基金運営規程に基づき、次の 2 件に助成金を交付した。

	助成金交付対象事業	助成金交付先	対象事業実施期間
1	ヤマネコ保護活動支援事業	九獣連ヤマネコ保護協議会	平成 21 年 4 月 1 日～ 平成 22 年 3 月 31 日
2	第 4 回アジア養豚獣医学会	第 4 回アジア養豚獣医学会 実行委員会	平成 21 年 10 月 26 日 ～28 日

8 その他

(1) 愛がん動物用飼料安全確保調査等委託事業

農林水産省委託事業「平成 21 年度愛がん動物用飼料安全確保調査等委託事業(事業メニュー「安全情報の収集等が可能となる体制構築に関する調査・検討)」」を実施し、愛がん動物用飼料の安

全性の確保に関する法律の円滑な運用に必要なペットフードに関する安全情報の収集・分析・発信体制の構築に向けた検討を行うため、ペットフード獣医療情報システム整備検討委員会〔委員長：細井戸大成(日本獣医師会理事)〕を3回(第1回：平成21年11月17日、第2回：平成22年1月25日、第3回：平成22年3月2日)開催し、国内外の事例の調査・収集とともに検討を進め、報告書「ペットフード安全情報の収集・分析・発信のための体制の構築に向けて」を取りまとめた。

(2) 獣医療補助者の獣医療行為の実態調査

平成21年度「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」を農林水産省から受託した東京大学から、事業の一部である「欧米における獣医療「補助者」の獣医療行為の実態調査」を日本獣医師会が受託し、平成21年12月、本会から、古賀俊伸事務局次長をオーストラリアに派遣し、クインズランド大学並びにクインズランド州ブリスベン近郊の獣医看護師養成施設及び動物診療施設において、同国の動物看護師の養成及び勤務の実態に関する調査を行った。

(3) 臨床・生産現場の実用化推進調査委託事業

平成21年度において、(財)畜産生物科学安全研究所の委託事業として「臨床・生産現場の実用化推進調査委託事業」を次のとおり実施した。なお、本委託事業は平成21年度から3カ年計画の予定である。

ア 事業の実施状況：

(ア) 新疾病等用動物用医薬品実用化調査事業

地球温暖化等の環境変化や畜産を取り巻く諸条件の変化等により最近問題となっている現代新疾病、たとえば昆虫媒介性ウイルス病や原虫病、大動物に流産を起こす疾病やストレス性の胃潰瘍、豚のウイルス性疾病、鶏の外部寄生虫病や原虫病及び細菌性疾病、ミツバチの疾病やハトの疾病等を対象として、それらの対策に必要な動物用医薬品等について、畜産農家(農場主)及び臨床獣医師のニーズ等を調査した。

(イ) 衛生害虫等のサンプリング調査事業

近年における急激な地球温暖化により動植物の生息分布が変化し、北海道・東北・九州等の畜産中心地域ではヌカカ等の節足動物が媒介するウイルス病や小型ピロプラズマ病等が発生して問題となっており、これらの疾病は急激には拡大せず症状も急性経過を辿らないため、見逃し放置するとサイレントキラーとして生産現場に拡散し、家畜群の基礎的健康レベルを低下させ、他の重要伝染病等の発生を招く要因ともなることから、特に牛の異常産等の原因となるアルボウイルスを媒介するヌカカの生息分布状況等を調査した。

(ウ) 動物用医薬品の治験モニタリング事業

畜産生産現場が必要としている動物用医薬品等について、その実用化候補医薬品の承認申請に係る治験が適正に行われていることを確保するため、「動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(GCP省令)」に基づき、平成21年度は「馬鼻肺炎生ワクチン」及び「牛下痢症診断キット」の臨床試験についてモニタリングを実施した。

イ 事業の実施期間： 平成21年7月1日から平成22年3月31日

ウ 事業の結果：

「平成21年度 臨床・生産現場の実用化推進調査委託事業実績報告書」としてとりまとめ、(財)畜産生物科学安全研究所に提出した。なお、新疾病等用動物用医薬品実用化調査結果については、今後、関係学会及び関係学術誌等に公表する予定である。

Ⅲ 獣医学教育の充実に関する事項

- (1) 平成 21 年 6 月 16 日に開催された獣医師問題議員連盟幹部との政治情勢等協議において、獣医学教育について、「特区」による大学獣医学部の新設に対する適切な対応と、獣医学教育課程の学部体制への再編・統合を推進すること等により高度専門職業人養成課程として抜本的改善を図ることを要請した（「Ⅱ 会務報告（個別事項）」の「1 獣医療政策提言等の要請活動等」を参照）。
- (2) 平成 22 年 1 月 28 日、文部科学大臣との懇談において、獣医学教育課程について、学部体制への再編・統合を図ること、「特区」による大学獣医学部新設に対する適切な対応を図ることにより真の専門職業人養成課程として抜本的改善を図ることを要請した（「Ⅱ 会務報告（個別事項）」の「1 獣医療政策提言等の要請活動等」を参照）。
- (3) 平成 22 年 2 月 24 日、本会において文部科学省、農林水産省、全国大学獣医学関係代表者協議会、国公立大学獣医学協議会、私立獣医科大学協会、全国大学動物診療施設運営協議会および（社）日本獣医学会関係者による獣医学教育の改善（参加型臨床実習の在り方）に関する関係者懇談会を開催し、意見交換を行い、さらに、平成 22 年 3 月 30 日に開催された第 92 回全国大学獣医学関係代表者協議会において本会における活動の経過等を説明し、今後における獣医学教育改善の一層の推進に向けた関係者の共通理解の醸成に努めた。
- (4) 「特区提案」による大学獣医学部新設の動きに対しては、獣医師及び動物医療提供の質の確保を図る上での獣医学教育・研究体制の整備の必要性とともに、獣医師需給政策の適正確保の観点から適切な対応を求める日本獣医師会の意見をホームページ上に公開した。
- (5) 文部科学省高等教育局長の私的諮問機関として設置された「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」は、平成 21 年度は 4 回会議が開催され、教育内容に関する小委員会における検討、会議取りまとめに向けた論点の検討が行われた。日本獣医師会から会長が参加した。

Ⅳ 獣医師の研修に関する事項

1 獣医師生涯研修事業

(1) 獣医師生涯研修事業の実施状況：

ア 獣医師生涯研修事業の企画・運営については、学術部会の獣医師生涯研修事業運営委員会において協議・検討を行っている（委員会の活動状況は、「第 2 事業報告」の「Ⅴ 獣医事の向上に関する事項」の「2 各部会の開催と検討状況」の「(5) 学術部会」を参照）。

イ 平成 21 年度の「認定プログラム件数」及び平成 20 年度分の「取得ポイント申告者数」、「実績証明書及び修了証交付者数」は、次のとおり。

(ア) 認定プログラム件数

獣 医 師 会 関 係	234 件
そ の 他	136 件
計	370 件

(イ) 「取得ポイント申告者数」、「実績証明書交付者数」、「修了証交付者数」及び「認定証交付者数」

	産業動物	小動物	公衆衛生	計
取得ポイント申告者数	26人	320人	10人	356人
実績証明書交付者数	13人	188人	5人	206人
修了証交付者数	4人	60人	3人	67人
認定証交付者数	11人	120人	5人	136人

(2) 獣医師生涯研修事業の広報：

ア 「獣医師生涯研修事業の手引き(平成21年度版)」を日本獣医師会雑誌第62巻第4号(平成21年4月号)に同封し、全国の構成獣医師全員に配布して、本事業を広報するとともに参加を奨励した。

イ 獣医師生涯研修事業の対象として認定したプログラムについては、順次、日本獣医師会雑誌と日本獣医師会ホームページに掲載して、事業の広報に努めた。

2 獣医学術講習会研修会事業(産業動物臨床・小動物臨床・獣医公衆衛生技術講習会)

産業動物臨床、小動物臨床、獣医公衆衛生3部門の技術講習会を全国9地区において担当地方獣医師会の運営協力の下で、次のとおり開催した。

《平成21年度 獣医学術講習会研修会事業の実施状況》

地区	担当獣医師会	技術講習会区分	開催場所(開催地)	開催期日	講習内容及び講師(所属)	受講者数
北海道	北海道	小動物臨床	札幌スクールオブビジネス(札幌市)	11月29日(日) 14:00~19:00	日常遭遇する腫瘍性疾患にどう対処するか 細谷謙次(北海道大学)	115
		獣医公衆衛生	北海道獣医師会館(札幌市)	3月5日(金) 13:30~17:00	犬の狂犬病の症状と臨床診断 佐藤克(東京都 開業) 狂犬病ワクチン開発の現状と展望 清水実嗣(株微生物化学研究所)	71
東北	秋田県	産業動物臨床	イヤタカ(秋田市)	11月26日(木) 13:30~16:00	肉用牛の受胎率向上対策 大澤健司(岩手大学)	30
	山形県	獣医公衆衛生	山形国際ホテル(山形市)	11月13日(金) 16:00~18:00	新型インフルエンザ; インフルエンザが種の壁を乗り越えて人に到達するのか 喜田宏(北海道大学)	41
関東	茨城県	産業動物臨床	つくば国際会議場(つくば市)	12月3日(木) 13:30~15:30	牛の肝機能と繁殖障害 津曲茂久(日本大学)	43
	神奈川県	小動物臨床	麻布大学(相模原市)	1月20日(水) 13:30~17:30	日常診断に役立つ腎臓病への診断的アプローチ 三品美夏(麻布大学)	64
東京	東京都	獣医公衆衛生	アルカディア市ヶ谷(千代田区)	8月22日(土) 14:00~16:00	動物のインフルエンザ感染症 廣瀬和彦(信州大学)	24
		小動物臨床	東京文化会館(台東区)	9月23日(水) 14:00~16:00	狂犬病の概況と症状 佐藤克(東京都 開業)	61

中 部	富山県	小動物 臨床	富山県電気ビルディング (富山市)	11月8日(日) 10:00~16:00	アレルギー性疾患の診断法 前出貞俊(岐阜大学)	46
	岐阜県	産業動物 臨床	羽島市文化センター (羽島市)	10月28日(水) 13:30~16:00	① 最近のインフルエンザウイルス の知見 福士秀人(岐阜大学) ② 愛知県で発生したウズラの高病 原性鳥インフルエンザ 伊藤裕和(愛知県総合農試)	63
近 畿	三重県	獣医 公衆衛生	三重県生涯学習センター (津市)	11月29日(日) 14:00~17:00	① 犬ブルセラ症 片岡 康(日本獣医生命科学大学) ② 犬ブルセラ症発生時の行政対応 神田 隆(静岡県環境衛生科学研 堀越喜美子(名古屋健康福祉局)	43
	大阪市	小動物 臨床	大阪市獣医師会 (大阪市)	11月15日(日) 13:00~17:00	実践「化学療法」 川村裕子(麻布大学)	111
中 国	広島県	産業動物 臨床	鯉城会館 (広島市)	2月4日(木) 14:00~16:00	乳牛の繁殖低下原因の解明 中尾敏彦(山口大学)	40
	鳥取県	獣医 公衆衛生	さざんか会館 (鳥取市)	1月23日(土) 13:00~15:00	新型インフルエンザウイルスの由来 と今後: トリ、ブタ、ヒトのイン フルエンザウイルスの相互関係 伊藤壽啓(鳥取大学)	64
四 国	高知県	小動物 臨床	土佐御苑 (高知市)	7月26日(日) 10:00~17:00	再生医療 岸上義弘(大阪市 開業)	42
	徳島県	獣医 公衆衛生	ホテルグラントパレス徳島 (徳島市)	11月22日(日) 14:30~17:00	新型インフルエンザとその対策 木戸 博(徳島大学)	37
九 州	鹿児島県	産業動物 臨床	鹿児島県歴史資料センター (鹿児島市)	2月9日(水) 13:00~16:00	カビ毒 高木光博(鹿児島大学)	49
	熊本県	小動物 臨床	熊本県畜産会館 (熊本市)	11月8日(日) 10:00~15:00	皮膚病の鑑別診断: 間違いやすい 落とし穴 関口麻衣子((株)プロキオン)	57
全国9地区 18箇所					受講者合計: 1,001名	

3 獣医師高度技術研修対策事業

- (1) 獣医師確保等対策合同評価委員会を開催し、産業動物診療獣医師確保等対策事業の平成20年度事業実績内容及び平成21年度の事業推進方法等について協議・検討した。
- (2) 獣医師高度技術研修検討委員会を開催し、平成21年度に実施する獣医師高度技術研修事業の運営方針等について協議・検討した。
- (3) 平成21年度は、平成20年度に作成した「獣医師職業倫理マニュアル」、「共通感染症の基礎知識」及び「感染症検査実習マニュアル」等の教材を利用し、全国の獣医学系大学で実施されている臨床技術研修受講者を対象に、獣医師1人当たりの診療能力の向上を図ることを目的として、①いわゆる感染症法の四類感染症のうち、獣医師に早期診断と届出義務が課せられている監視伝染病等の重要疾病に関する最新の実践的診断技術に係る実地研修、及び②獣医師として必要不可

欠な職業倫理研修、並びに③6カ月間の診療技術基礎研修等を北海道大学(4名)、東京大学(12名)、東京農工大学(3名)、山口大学(3名)、宮崎大学(3名)、大阪府立大学(2名)、酪農学園大学(6名)、北里大学(4名)、日本獣医生命科学大学(7名)、日本大学(7名)、麻布大学(10名)の計11獣医学系大学(総勢61名)において実施した。

V 獣医事の向上に関する事項(獣医療政策提言等委員会事業)

1 職域別部会委員会の運営

- (1) 平成17年度に事業運営機関として発足した職域別部会における部会委員会については、①平成19年度に定められた検討テーマについて協議検討結果を報告書として整理取りまとめの上、各部会長が理事会において報告した。報告内容については、理事会において協議の上、日本獣医師会及び地方獣医師会の事務・事業活動に反映させるとともに、マスメディアその他の情報媒体を通じ提言等を行ったほか、獣医事等の政策課題については、関係省庁・団体・機関に対し要請活動を行った。②なお、平成21年度については、前期委員会の任期満了に伴い、三役及び6つの部会を統括する職域理事である部会長が委員会の検討テーマを決定した後、日本獣医師会職域別部会運営規程に基づき、職域理事候補者の推薦母体である、地区獣医師会連合会及び各職域理事の推薦母体の特定団体から推薦された委員候補者及び学識経験を有する者の中から、各委員会の検討テーマに相応しい人材を会長と部会長で選考の上、委嘱し、今期部会の部会委員会として発足した。
- (2) なお、部会の構成及び各部会委員会の役割及び検討テーマは次のとおり。また、各部会委員会の会議概要は、委員会開催後、逐次、日本獣医師会ホームページ(会員・構成獣医師専用サイト)に掲載した。

部会委員会の構成及び検討テーマ

(平成21年度)

職域別部会名	部 会 委 員 会	
	常 設 委 員 会 〔主な検討テーマ〕	個 別 委 員 会 〔主な検討テーマ〕
産業動物臨床部会	<p>産業動物・家畜共済委員会</p> <p>産業動物医療提供体制の整備に向けて</p> <p>―①新たな獣医療基本計画の制定に当たっての対応、②食の安全確保における産業動物診療獣医師の果たす役割、③家畜共済事業の整備・充実（産業動物診療獣医師の処遇確保を含む。）など―</p>	—
小動物臨床部会	<p>小動物委員会</p> <p>小動物医療提供体制の整備に向けて</p> <p>―①動物医療におけるチーム医療の在り方（診療施設・獣医師間の連携及び動物看護職との関係など）、②小動物臨床における卒後臨床研修プログラムの在り方など―</p>	<p>動物看護職制度在り方検討委員会</p> <p>動物看護職制度の確立に向けて</p> <p>―①動物看護職の就業環境整備の方向、②動物看護職の高位平準化対策（民間養成・認定の統一の実施に向けて）、③動物医療のチーム医療体制の整備（パラメディカル専門職としての国家資格制度化）など―</p> <p>学校動物飼育支援対策検討委員会</p> <p>動物介在教育としての学校動物飼育活動の円滑な推進に向けて</p> <p>―①獣医師等の専門家による推進・支援対策の検討、②指導者等に対する技術研修・指導、③地域における学校動物飼育対策事業の推進状況の調査、④学校教育課程における動物飼育の適正実施の普及啓発など―</p>
畜産・家畜衛生部会	<p>家畜衛生委員会</p> <p>人と動物の共通感染症対策における家畜衛生と獣医公衆衛生分野の連携推進の在り方（公務員獣医師確保対策を含む。）など</p>	—
公衆衛生部会	<p>公衆衛生委員会</p> <p>人と動物の共通感染症対策における家畜衛生と獣医公衆衛生分野の連携推進の在り方（公務員獣医師確保対策を含む。）など</p>	—
学術部会	<p>学術・教育・研究委員会</p> <p>〔新公益法人制度移行に向けての学会の組織・事業運営等の在り方〕</p>	<p>獣医師生涯研修事業運営委員会</p> <p>〔日本獣医師会獣医師生涯研修事業の企画・運営など〕</p>
		<p>獣医学術功績者選考委員会</p> <p>〔日本獣医師会獣医学術功績者各賞（学術賞、奨励賞、功労賞）の選考・審査など〕</p>
職域総合部会	<p>総務・広報委員会</p> <p>〔新公益法人制度移行に向けての獣医師会の組織・事業運営等の在り方（獣医師会の組織基盤の整備対策を含む。）〕</p>	<p>動物愛護福祉対策検討委員会</p> <p>〔日本獣医師会における動物愛護・福祉対策の推進について〕</p> <p>―①今後における動物愛護・福祉施策推進の方向、②日本動物保護管理協会との合併に伴う動物愛護・福祉対策事業推進の取り組みなど―</p>
		<p>野生動物対策検討委員会</p> <p>〔保全医学の視点を踏まえた野生動物対策の在り方〕</p> <p>―①野生動物対策における獣医師の役割等の社会提言、②OIEによる野生動物疾病調査支援など―</p>
		<p>日本獣医師会雑誌編集委員会</p> <p>〔日本獣医師会雑誌（日獣会誌）の企画及び編集〕</p>
		<p>助成事業関係委員会</p>
		<p>獣医師高度技術研修検討委員会</p> <p>〔獣医師高度技術研修事業のなど〕</p>
		<p>獣医師確保等対策合同評価委員会</p> <p>〔産業動物診療獣医師確保等対策事業の事業評価〕</p>
		<p>ペットフード獣医療情報システム整備検討委員会</p> <p>〔動物診療施設等におけるペットフードの安全性の確保に係る情報の収集・分析・活用方法等の検討〕</p>
<p>関係部会長会議</p> <p>（職域別部会の連絡・調整）</p>		

2 各部会委員会の開催と検討状況

(1) 産業動物臨床部会

産業動物・家畜共済委員会

(ア) 産業動物・家畜共済委員会〔委員長：穴見盛雄(日本獣医師会理事)、副委員長：横尾 彰(日本獣医師会理事)〕は、新規の委員による第9回委員会を平成21年9月28日に開催し、今期検討テーマである「産業動物医療提供体制の整備に向けて－①新たな獣医療基本計画の制定にあたっての対応、②食の安全確保における産業動物診療獣医師の果たす役割、③家畜共済事業の整備・充実(産業動物診療獣医師の処遇確保を含む。)など－」について検討を行った。

(イ) 本委員会では、前期委員会での報告書等を踏まえ、農林水産省あて要請活動を実施した旨が説明され、次に「新たな獣医療基本計画の制定にあたっての対応」について、まず農林水産省の担当官から獣医事審議会計画部会産業動物分野ワーキンググループの検討内容、さらに家畜診療点数の改定について説明された後、意見交換がなされ、今後、委員会での意見をワーキンググループの委員を通じて意見具申するとともに、パブリックコメントで示される基本方針の内容によっては、意見提出を行うこと、さらに基本方針の制定後、これを都道府県計画に反映させ、円滑に施行・実現するために、今後も具体的内容について継続して検討する必要があるとされた。

なお、農業災害補償法等に関連する事項については取り上げられない可能性があるため、獣医師会が別途方針を打ち出すことも考慮することとされた。今後、ワーキンググループでの検討スケジュールを踏まえ、さらに委員から意見提出を依頼するとともに、次回委員会は委員会の意見が反映できるような方向で開催することとされた。

(2) 小動物臨床部会

ア 小動物委員会

小動物委員会〔委員長：細井戸大成(日本獣医師会理事)〕は、平成21年7月に、委員会報告「小動物臨床の質の向上に向けた提供体制のあり方－①卒後臨床研修制度の円滑な実施、②一次診療と二次診療(高度専門医療・紹介診療)及び夜間休日診療の提供体制の整備－」を取りまとめた。

また、新規の委員による第10回委員会を平成21年10月5日に開催し、委員会の検討テーマである「小動物医療提供体制の整備に向けて－①動物医療におけるチーム医療の在り方(診療施設・獣医師間の連携及び動物看護職との関係など)、②小動物臨床における卒後臨床研修プログラムの在り方など－」について検討を行った。

第10回委員会では、今後の協議課題が整理され、今後項目別に担当委員を決定し、取りまとめにあたることとされた。

イ 学校動物飼育支援対策検討委員会

学校動物飼育支援対策検討委員会〔委員長：近藤信雄(岐阜県獣医師会会長)〕は、第1回委員会を平成21年10月14日に開催し、「獣医師等の専門家による推進・支援体制の検討」「指導者に対する技術研修・指導」「獣医師会による学校における動物飼育の取り組みに対する指導・支援活動の推進状況の調査」「学校教育過程における動物飼育の適正実施の普及啓発など」をテーマに検討が行った。

引き続き第2回委員会を平成22年3月31日に開催し、委員会においては、各委員が分担執筆した原稿を取りまとめた報告書の原案が紹介され、委員会報告の取りまとめに向けた協議がなされた結果、追加する事項を記載して成案を目指す一方、具体的な普及啓発の方法について検討していくこととされた。

ウ 動物介在活動推進検討委員会

動物介在活動推進検討委員会は、平成21年8月、同委員会報告として、「動物介在諸活動（動物介在活動・動物介在療法・動物介在教育）と獣医師及び獣医師会の役割」を作成し、我が国におけるこれまでの学校での動物飼育支援活動に関する経過を示すとともに、日本獣医師会は地方獣医師会、獣医師とともに行政や社会に向けての普及啓発活動を実施すべきである旨提言した。

これを受け、日本獣医師会は、同報告を文部科学省、都道府県教育委員会等関係機関に送付し、学校における動物飼育活動を通じての児童・生徒に対する生命尊重教育や動物愛護・福祉精神の涵養等の教育活動への活用に関し「動物介在諸活動に係る施策の推進等について」を要請した。

(3) 畜産・家畜衛生部会

家畜衛生委員会

家畜衛生委員会〔委員長：榛葉雅和（日本獣医師会理事）〕は、第8回委員会を平成21年10月21日に、第9回委員会を平成22年3月23日に、家畜衛生部会公衆衛生委員会と合同で開催し、今期の検討テーマである「人と動物の共通感染症対策における家畜衛生と獣医公衆衛生分野の連携推進の在り方（公務員獣医師確保対策を含む。）など」について検討を行った。

(ア) 第8回委員会では、前期委員会での報告書等を踏まえ、農林水産省あて要請活動を実施した旨が説明された後、農林水産省の担当官から獣医事審議会計画部会公務員分野ワーキンググループにおける検討の経過について説明がなされた。次に今期検討テーマについて委員による意見交換が行われた後、報告書の取りまとめの担当委員2名（家畜衛生委員会、公衆衛生委員会から各1名）を決定した。

なお、次回以降、各委員から自治体における大学での説明会の実施状況等の資料を提出するとともに、事務局で自治体での修学資金制度を調査することとされ、さらに検討テーマを議論することとされた。

(イ) 第9回委員会では、農林水産省の担当官から獣医事審議会計画部会における獣医療提供体制基本方針の策定の経過について説明がなされた後、今期検討テーマについて、各委員から地元自治体における獣医学系大学生誘導の取り組み状況等が説明され、続いて委員による意見交換が行われた。

なお、今回は本委員会での議論を踏まえ、報告書取りまとめ担当委員から報告書の骨子を提出いただき、テーマを絞り込みながら、さらに検討を進めることとされた。

(4) 公衆衛生部会

公衆衛生委員会

公衆衛生委員会〔委員長：森田邦雄（日本獣医師会理事）〕は、第8回委員会を平成21年10月21日に、第9回委員会を平成22年3月23日に、畜産・家畜衛生部会家畜衛生委員会と合同で開催し、今期の検討テーマである「人と動物の共通感染症対策における家畜衛生と獣医公衆衛生分野の連携推進の在り方（公務員獣医師確保対策を含む。）など」について検討を行った。

(ア) 第8回委員会では、前期委員会での報告書等を踏まえ、農林水産省あて要請活動を実施した旨が説明された後、農林水産省の担当官から獣医事審議会計画部会公務員分野ワーキンググループにおける検討の経過について説明がなされた。次に今期検討テーマについて委員による意見交換が行われた後、報告書の取りまとめの担当委員2名（家畜衛生委員会、公衆衛生委員会から各1名）を決定した。

なお、次回以降、各委員から自治体における大学での説明会の実施状況等の資料を提出するとともに、事務局で自治体での修学資金制度を調査することとされ、さらに検討テーマを議論することとされた。

(イ) 第9回委員会では、農林水産省の担当官から獣医事審議会計画部会における獣医療提供体制基本方針の策定の経過について説明がなされた後、今期検討テーマについて、各委員から地元自治体における獣医学系大学生誘導の取り組み状況等が説明され、続いて委員による意見交換が行われた。

なお、今回は本委員会での議論を踏まえ、報告書取りまとめ担当委員から報告書の骨子を提出いただき、テーマを絞り込みながら、さらに検討を進めることとされた。

(5) 学術部会

ア 学術・教育・研究委員会

学術・教育・研究委員会〔委員長：酒井健夫(日本獣医師会理事)〕は、第8回委員会を平成21年12月3日に開催し、今期の検討テーマである「公益法人制度改革等を踏まえた学会(地区学会を含む)の組織と運営のあり方」について検討を行った。

〔注：学術部会(第8回学術・教育・研究委員会)の内容については、「Ⅱ 獣医学術の振興・普及及び調査研究に関する事項」の「4 日本獣医師会学会組織及び事業運営のあり方の検討」を参照。〕

イ 獣医師生涯研修事業運営委員会

獣医師生涯研修事業運営委員会〔委員長：佐々木伸雄(東京都獣医師会)〕では、第5回委員会を平成22年1月20日に、第6回委員会を平成22年3月10日に開催し、次のとおり検討を行った。

(ア) 第5回委員会では、獣医師生涯研修事業における今後の運営や課題等についてフリートーキングにより意見交換が行われ、次回の第6回委員会では、第5回委員会において検討すべき項目として取り上げられた内容について、引き続きフリートーキングで検討を進めることとされた。また、日本獣医師会雑誌に掲載の「獣医師生涯研修のページQ&A」の執筆依頼等対応を行った。

(イ) 第6回委員会では、申告手続方法の変更や地区獣医師大会における認定証の授与をはじめ、認定証取得者の今後のステップ、研修カリキュラム受講状況の確認方法等について検討を行った。また、「平成22年度版獣医師生涯研修事業の手引き」の内容について確認を行った。

ウ 獣医学術功績者選考委員会

(ア) 獣医学術功績者選考委員会〔委員長：酒井健夫(日本獣医師会理事)〕は、第1回委員会を平成21年10月29日に、第2回委員会を平成22年1月30日に開催し、次のとおり検討を行った。

(イ) 第1回委員会では、「獣医学術奨励賞」については学会機関誌(日本獣医師会雑誌：平成19年8月号～平成21年7月号の原著・短報)に掲載された研究論文の中から、「獣医学術功労賞」については所定の手続きを経て推薦のあった者の中からそれぞれ審査・選考を行った。

第2回委員会では、平成21年度の日本獣医師会の三学会の会長賞受賞者をそれぞれ「獣医学術学会賞」の受賞者として選考した。

(6) 職域総合部会

ア 総務・広報委員会

(ア) 総務・広報委員会〔委員長：大森伸男(日本獣医師会専務理事)〕は、第8回委員会を平成21年11月19日に、第9回委員会を平成22年1月19日の2回開催し、今期の検討テーマである「新たな公益法人制度への対応」について検討を行った。

(イ) 第8回委員会では、事前に各委員から提出された「委員会検討に当たっての課題及び現状等」についての報告と説明を基に協議・検討した結果、地方獣医師会における本部・支部の関係に

ついて引き続き検討を行うとともに、次回委員会において、A獣医師会の認定申請についての経過及びB獣医師会の狂注事業の仕組みと運営について当該委員から説明を願うこととした。

第9回委員会では、上記アの委員からの説明を受け、協議・検討を行うとともに、A獣医師会の認定申請の経過及びB獣医師会の狂犬病予防対策事業が、独禁法上の問題、公益認定上クリアしなければならないポイントをよく抑えてあり参考になる事例であることから、地方獣医師会に周知した。

- (ウ) 委員においては、委員会の検討結果を終了の都度、地方獣医師会に本委員会資料及び議事概要を送付し、公益法人制度改革についての情報伝達を行うとともに、新公益法人制度移行対応の検討に当たっての指針を整理し、地区獣医師会連合会会長会議に諮った上で地方獣医師会あてに平成22年3月17日付け21日獣発第279号として通知した(「第1事務報告」の「II「会務報告(個別事項)」の「2新公益法人制度移行対応等」を参照)。

イ 動物愛護福祉対策検討委員会

動物愛護福祉対策検討委員会〔委員長：太田光明(麻布大学教授)〕は、第3回委員会を平成21年12月24日に開催し、本委員会の任期は、(社)日本動物保護管理協会の吸収併合が予定されていることから、平成22年6月末までである旨と、前期委員会報告の中間とりまとめの内容と対応する要請活動等の経過等について報告された後、「日本獣医師会における動物愛護・福祉対策の推進について－①今後における動物愛護・福祉施策の方向、②日本動物保護管理協会との合併に伴う動物愛護・福祉対策事業推進の取り組みなど－」をテーマに検討を行った。また、委員から「実験動物に対する動物愛護」について説明され、意見交換を行った。そして、「今後における動物愛護・福祉施策の方向」に関する取りまとめについては、各委員から意見を募り、委員長、副委員長及び事務局において再構成の上、次回の委員会にて協議を進めることとされた。

ウ 野生動物対策検討委員会

野生動物対策検討委員会〔委員長：羽山伸一(日本獣医生命科学大学准教授)〕は、第3回委員会を平成21年5月25日に開催し、取りまとめに向けた検討が行われ、平成21年7月、委員会報告「野生動物対策における獣医師の役割と将来像」を取りまとめた。

また、新規の委員により発足した今期野生動物対策検討委員会〔委員長：鈴木正嗣(岐阜大学教授)〕は、第4回委員会を平成21年12月8日に開催し、今期の検討テーマである「保全医学の観点を踏まえた野生動物対策の在り方－①野生動物対策における獣医師の役割等の社会提言、②OIEによる野生動物疾病調査支援など－」について検討した。検討項目ごとに担当委員を決定し、今後取りまとめに向けて検討を深めることとされた。

エ 日本獣医師会雑誌編集委員会(日本獣医師会会報編集委員会)

平成21年度においては、4月に、これまでの診療獣医師、家畜共済、家畜衛生、公衆衛生、研究機関等の分野別有識者、農林水産省、厚生労働省の担当官の他、新たに環境省担当官等を加え、さらに5月に「日本獣医師会雑誌編集等規程」を制定(日本獣医師会会報編集委員会は廃止)して、日本獣医師会雑誌編集委員会(日本獣医師会雑誌編集発行者(本会専務理事)を委員長)として組織を整備し、6回(隔月、旧会報編集委員会1回を含む)開催し、第1回雑誌編集委員会にて「日本獣医師会雑誌投稿規程」を制定(日本獣医師会会報投稿規程は廃止)する他、毎回、会報の編集企画、掲載原稿の依頼及び投稿原稿の審査等を行った。

8 地区獣医師大会決議要望事項対応

(1) 地区獣医師大会の開催

各地区別に担当地方獣医師会により開催された平成年21年度の地区獣医師大会の開催状況は、次のとおり

《 平成 21 年度 地区獣医師大会の開催状況 》

地 区	担当獣医師会	開 催 地	開催期日	地 区 獣 医 師 大 会 名
北海道	北 海 道	札 幌 市	9 月 3 日	第60回北海道獣医師大会
東 北	青 森 県	青 森 市	9 月 17 日	平成21年度東北地区獣医師大会
関東・東京	千 葉 県	千 葉 市	9 月 13 日	平成21年度関東・東京合同地区獣医師大会
中 部	愛 知 県	名 古 屋 市	9 月 6 日	平成21年度中部獣医師会連合会大会
近 畿	和 歌 山 県	和 歌 山 市	9 月 27 日	第87回近畿地区連合獣医師大会
四 国	香 川 県	高 松 市	9 月 5 日	第60回四国地区獣医師記念大会
九 州	福 岡 県	福 岡 市	10 月 8 日	第58回九州地区獣医師大会

(2) 地区獣医師大会における決議要望事項と決議要望事項に対する対応

平成 21 年度における地区獣医師大会の決議要望事項等は、別記 1 のとおりであるが、地区獣医師大会においてなされた決議要望事項に対する対応については、平成 21 年度地区獣医師会連合会会長会議(平成 22 年 2 月 18 日)において協議の上、別記 2 のとおり対応方針等を取りまとめ、平成 21 年度第 4 回理事会(平成 22 年 3 月 24 日)において報告し、了承された。

【別記 1】

《 平成 21 年度 地区獣医師大会における決議要望事項等 》

【北海道地区】

- 1 産業動物(牛)の感染症対策の推進について
- 2 野生動物分野での獣医師の活動を推進するとともに、関連教育を充実させよう

【東北地区】

- 1 産業動物獣医師の育成・確保の推進について
- 2 狂犬病予防対策の充実・強化について

【関東・東京地区】

- 1 各種予防注射の副反応の軽減
- 2 獣医師の自覚と信頼性を高め社会的地位の確立
- 3 動物薬、病気の正しい情報伝達により、畜産物の安全性の確保
- 4 野生動物の保全は、地球の保全であり、我々の使命
- 5 緊急災害時の広域救護体制の確立と相互協力
- 6 都市部での産業動物獣医師の診療体制を構築
- 7 公衆衛生対策と動物愛護対策の両立

【中部地区】

- 1 人獣共通感染症対策の強化について
- 2 勤務獣医師の確保と待遇改善について
- 3 公益法人制度改革に伴う地方獣医師会の公益法人化の推進について
- 4 建築基準法の改正について
- 5 学校飼育動物対策への文部科学省の主体的係わりの強化について
- 6 産業動物臨床獣医学教育の充実強化について
- 7 動物看護職の国家資格制度の早期実現について
- 8 日獣の将来の組織体制について
- 9 獣医師が行う獣医療と飼主が行う自宅療養の境界線について
- 10 家庭動物の各種予防注射の副作用への対応について

【近畿地区】

- 1 畜産振興の再構築と対策について
- 2 狂犬病注射予防接種の強化と推進について
- 3 大阪府立大学獣医学部設置について
- 4 獣医療法の広告規制に関して

【中国地区】

- 1 産業動物、公務員獣医師等の確保対策について
- 2 獣医療広告の行政指導及び行政処分 of 徹底について

【四国地区】

- 1 家畜伝染病防疫体制の強化について
- 2 狂犬病予防対策の徹底について
- 3 獣医系大学における教育内容の充実と地方枠の導入について
- 4 地方自治体勤務獣医師等の待遇改善と雇用の確保について

【九州地区】

- 1 勤務獣医師の処遇改善と職域偏在の解消について
- 2 国立大学法人獣医学科の獣医学部規模への整備・充実の早期実現
- 3 学校獣医師制度を確立すること
- 4 家庭動物の適正飼育の推進について

【別記2】

《平成21年度 地区獣医師大会決議要望事項等に対する対応について》

- 1 新公益法人制度への移行に伴い、獣医師会の組織、事務事業の執行については、これまで以上に社会的要請に即し獣医療等の提供体制の着実な進展を期し、獣医師自らが高度専門職業人としての知識と技量を備えるとともに、職業倫理感をもって、各職域の獣医師が獣医師会活動に結束して当たることが求められる。
- 2 獣医療の質の確保をはじめとする関係施策の実施については、本会においても、これまでも各地方獣医師会等からの要請を踏まえ、関係部会における検討を経て、本会事業に逐次、反映させ推進しており、制度的課題については、各関係省庁をはじめ行政機関・団体に要請し、その実現に努めてきている。
- 3 今回、平成21年度に開催された地区獣医師大会等において提示された決議要望事項等をいただいたが、その内容【別記2】は、いずれもが、今日の獣医師及び獣医療の社会的役割を維持発展させる上で、われわれ獣医師自身においても自らが考え、積極果敢に取り組むべき課題であると認識している。
また、その現実に向けては、中には獣医師自身の意識改革を含め獣医師会組織をあげての結束の強化を要するものも少なくない。
- 4 いただいた決議要望事項のうち、制度的課題を含め、その多くは、昨年10月開催の平成21年度全国獣医師会会長会議において説明・協議したとおり、対処方針を整理の上、農林水産省をはじめ関係省庁、大学、関係団体に要請・提言する（「Ⅱ 会務報告（個別事項）」の「1 獣医療政策提言等の要請活動等」を参照）とともに、獣医師会活動に反映させるべき事項については、その旨を各地方獣医師会に通知し獣医師会における対処を依頼したところである。

- 5 本会が獣医師及び獣医療政策に関し掲げる政策提言は、大きく5課題を挙げている（別紙）が、現在、国においては、①農林水産省において獣医療基本計画（第3次）の制定が、②文部科学省において獣医学教育改善・充実に向けての検討が、さらに、③環境省においては今後、改正動物愛護管理法の見直し等の対応が図られるが、各地区からの要請も含め、本会の政策提言と要望が今後国の動物医療関連政策にことを期待しているところである。
- 6 なお、獣医師及び獣医療に対する社会的評価の基盤作りのためには、まずは国民的理解を得ることが先決であることから、3年前から地方獣医師会の参加をいただき、関係省庁の指導と関連業界団体・企業の多大な支援の下で「動物感謝デー in Japan」を開催し、広く獣医事等の向上を目的にその普及・啓発に努めているところであるが、本年度においても開催に向けて地方獣医師会各位におかれては、特段の支援と協力のほどをお願いしたい。

別紙

獣医師及び獣医療政策に関する主な要請事項

今日、獣医師及び獣医療は、食の安全確保や共通感染症対策をはじめ、畜産業等の動物関連産業の振興、家庭動物の保健衛生の向上、さらには、動物の福祉・愛護、自然環境保全など社会経済の発展、国民生活の安定に重要な役割を担っている。

今後とも獣医師及び獣医療が社会的要請に的確に答えていくためには、多様な職域に就業する獣医師について需要の動向に即した適正配置と人材の養成、獣医学教育の改善や食の安全確保をはじめ、共通感染症対策等の整備充実による、獣医療提供体制の整備の促進。更には、動物の福祉・愛護の増進や野生動物対策の推進による生物多様性の確保等について、下記の施策推進にご尽力いただきたくお願いします。

特に、現在、①農林水産省においては、獣医療基本計画（第3次）制定に向けての検討が「獣医事審議会」において、②文部科学省においては、獣医学教育改善・充実に向けての検討が「調査研究協力者会議」において、さらに③環境省においては、改正動物愛護管理法運営の見直しについての検討が今後行われようとしているところであり、本会の要請が、今後の動物医療関連政策に十分反映されるよう、ご指導・ご高配賜りたくお願いします。

記

1 獣医学教育研究体制の改善・充実

- (1) 全国16の獣医学系大学については、獣医学教育改善に対する社会的期待、さらに国際通用性の観点を踏まえ、単独の学部体制（獣医学部）とし整備すること。
- (2) 特に農学部の中の1学科として存在する国立大学の小規模すぎる教育課程については、スケールメリットを最大限活かし複数大学の合同・連携による共同獣医学部の設置を、それがかなわない場合は、再編統合を行うこと。

なお、これまで数次にわたり、構造改革特区により要望がなされてきた四国今治市への獣医学部新設の件については、獣医学教育の改善・充実に水を注し、また、特定大学法人への利益誘導に荷担することにつながるものであり、受け入れるべきものではないこと。

2 産業動物診療提供体制の整備・充実

- (1) 獣医師の就業職域の偏在の是正を図るため、産業動物診療部門及び公務員獣医師部門への獣医師誘導対策（全国獣医師バンク構想、修学資金給付制度の拡充、特定職域就業優先入学枠などによる獣医系学生の就業誘導策）の整備・充実を願いたいこと。

(2) 獣医師の不足職域とされる産業動物部門及び公務部門に就業する獣医師の処遇の改善を図りたいこと。

ア 産業動物診療の基盤となる家畜共済事業の運営の改善

イ 公務員獣医師の給与改善（獣医師専門職給与表の制定、調整給等の引き上げなど）及び保健所長等の管理職ポストへの積極登用

ウ 都道府県の家畜衛生対策事業に従事する民間獣医師雇上げ予算単価（現行：1日1人12,850円）の引き上げ

3 小動物診療提供体制の整備・充実

(1) 地域における小動物診療提供体制の計画的整備

獣医師卒後臨床研修制度の実効の確保及び一次診療と二次診療（高度専門医療など）の地域ネットワーク体制の整備を都道府県計画に位置づけ、計画的整備を推進願いたいこと。

(2) 動物診療におけるチーム医療体制の整備と動物看護職の資格制度化

獣医師と動物診療に係る専門技術者との連携確保による動物診療の質の確保・保証システム（動物診療チーム医療）の整備を推進するため、①獣医師の補助職として就業する動物看護職の技術・知識の高位平準化（民間の養成と資格認定の統一の実施など）を図るとともに、②動物診療パラメディカル看護専門職としての国家資格制度化に向けて法整備を推進願いたいこと。

4 狂犬病などの共通感染予防対策の徹底と家庭動物の個体識別の推進

狂犬病予防法に基づく狂犬病予防対策の推進に当たっては、国及び自治体の責任の下で獣医師会との連携を確保し、犬の登録と定期予防注射の実施率の向上を図ること。

また、動物愛護管理法に基づく所有者責任の担保措置として、家庭動物に対するマイクロチップ個体識別の一層の普及・定着を推進すること。

5 動物の福祉及び愛護施策の整備の推進

人と動物の共生社会の構築は今や全国的課題であります。国民生活の質の向上に寄与する家庭動物の飼育が動物の福祉と愛護精神の発揮により推進されるよう関係施策の整備・充実とともに広く国民運動としての展開の支援をお願いしたい。

平成 21 年度地区大会決議・要望事項等に対する対応

1 日本獣医師会が主として対応する事項

獣医学教育体制の整備・充実

ア 国立大学法人獣医学科の獣医学部規模への整備・充実の早期実現（九州地区）

- ・国立大学法人獣医学科の獣医学部への整備充実
- ・獣医学部の大学院設置と付属家畜病院の充実

イ 大阪府立大学獣医学部設置（近畿地区）

〔考え方・対応等〕

ア 獣医学教育体制の整備・充実についての本会の取り組みの考え方は、別紙の1に示したとおりである。

イ 本会の要請活動等を踏まえ、文部科学省において、平成20年11月、同省高等教育局長の私的諮問機関として「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」が設置され、社会的ニ-

ズに対応した教育内容のあり方、教育の質の保証のあり方、教育研究体制のあり方等が論議されてきた。本会としては、今後も、このような関係者の連携を促進する仕組みを通じ再編による獣医学部体制への整備を支援する考えである。

ウ 一方、国際獣疫事務局（O I E）では、「安全な世界に向けての獣医学教育の展開」をテーマとする獣医学教育に関する国際会議を開催する等、国内外において獣医学教育の改善に向けての気運が高まってきている。

エ なお、現在、「特区」による大学獣医学部の新設の要望が、愛媛県及び今治市から数次に渡り提出されているが、そもそも獣医師の養成は、全国的観点から、質の確保及び需給政策と一体的に推進すべきものであり、「特区」にはなじむものではないこと等から、本件については規制官庁の適切な対応を求めた。

2 日本獣医師会及び地方獣医師会がともに対応する事項

ア 獣医師需給対策の推進と処遇の改善

(ア) 不足職域（産業動物診療・家畜衛生・公衆衛生獣医師）における獣医師確保対策等（東北地区、関東・東京地区、四国地区、九州地区）

- ・獣医学系大学における不足職域関連部門の教育の充実
- ・不足職域・地域就業優先入学枠、各都道府県獣医師会長推薦枠の導入
- ・不足職域勤務を条件とした奨学金制度の充実
- ・獣医師バンク（獣医師就業支援ネットワーク）の整備等による不足職域への獣医師誘導対策の実施
- ・都市部での産業動物診療獣医師の診療体制の確立

(イ) 公務員獣医師の処遇対策（中部地区、中国地区、四国地区、九州地区）

- ・公務員獣医師の社会的貢献度に見合う処遇の確保（獣医師給与表の制定、調整給・初任給調整手当の充実）
- ・定年の延長
- ・職員の増員、施設・設備の充実による職場環境の整備
- ・保健所長への獣医師の登用

(ウ) 産業動物診療獣医師の処遇対策（中国地区、四国地区、九州地区）

- ・家畜共済診療技術料の引き上げ・獣医師雇上手当の引き上げ
- ・農業団体勤務獣医師の公務員獣医師並みの処遇の確保

[考え方・対応等]

(ア) 獣医師の需給対策及び処遇改善対策の取り組みに対する考え方は、別紙の2に示したとおりである。

(イ) 平成21年度においては、①産業動物臨床部会の産業動物・家畜共済委員会及び畜産家畜衛生部会の家畜衛生委員会における検討報告書をもとに、産業動物診療及び家畜衛生分野の獣医師需給対策に関する要請事項を取りまとめて、農林水産省に提出するとともに、②公衆衛生部会の公衆衛生委員会における検討報告書をもとに、公衆衛生分野の獣医師需給対策に関する要請事項を取りまとめて厚生労働省に提出した。

本件については、今後においても、関係職域部会における検討を深め、必要に応じて要請活動等を実施していく考えである。

(ウ) なお、最近における公務員獣医師の処遇改善については、多くの地方獣医師会においても、自治体の首長に対し働きかけを行った結果、一定の成果が認められており、今後も粘り強く活動を推進することが求められる。

イ 家畜衛生対策の強化と畜産物の安全性の確保

(ア) 家畜伝染病防疫体制の強化（北海道地区、四国地区）

- ・生産農家、自衛防疫組織と連携した感染症の発生予防・まん延防止に関する普及啓発及びワクチンの的確な接種の推進
- ・獣医師による感染症伝播防止のための衛生レベルの向上
- ・牛ウイルス性下痢・粘膜病、牛白血病に係る防疫対策の徹底
- ・輸入検疫対策、検査体制の充実、情報の収集・提供
- ・防疫指導獣医師の養成・確保、開業獣医師の家畜防疫活動への参加

(イ) 畜産物の安全性に関する正しい情報の伝達（関東・東京地区）

[考え方・対応等]

(ア) 平成 21 年度においては、畜産・家畜衛生部会等の関係部会における検討報告書に基づいて要請事項を取りまとめ、農林水産省に対し、①家畜保健衛生所の組織及び機能の整備、②地方交付税交付金（家畜保健衛生費）の拡充・強化、③獣医師会及び民間獣医師との連携による地域家畜衛生対策の整備、④都道府県獣医師会を地域における自衛防疫の指導・実践のための中核的機関と位置付けての支援等について要請活動を行った。

本件については、今後においても、関係職域部会における検討を深め、必要に応じて要請活動等を実施していく考えである。

(イ) 診療獣医師向けの技術向上対策については、地方獣医師会の協力の下、平成 21 年度においても「産業動物獣医確保等対策事業」により、人獣共通感染症早期診断技術マニュアル、高度職業倫理マニュアル等を作成するとともに、監視伝染病等の重要感染症の診断技術、高度職業倫理に関しての診療獣医師に対する実地研修を獣医学系大学において実施してきた。

(ウ) 鳥インフルエンザ、牛白血病等個別の疾病への対応については、農林水産省からの通知を受けて、逐次地方獣医師会に情報提供を行うとともに、個別疾病の関係情報を取りまとめた総説等を日本獣医師会雑誌に掲載して普及啓発を行った。今後とも学会・研修会等の実施を通じ技術情報の提供と専門技術の向上に努めていきたい。

(エ) 畜産物の安全性の確保については、産業動物臨床部会の食の安全を担う産業動物臨床検討委員会における検討報告書に基づいて要請事項を取りまとめ、農林水産省に対し、①生産農場管理獣医師の育成強化、②生産現場における HACCP 手法を利用した衛生管理の普及、③ HACCP 手法による畜産物の安全性の確保及び農場管理獣医師制に係る広報活動の推進等について要請活動を行った。

(オ) また、食の安全確保における獣医師の役割については、本年度も「動物感謝デー」を開催して、一般市民に対する広報を行った。

本件については、今後においても、関係職域部会における検討を深め、必要に応じて広報及び要請活動等を実施していく考えである。

ウ 共通感染症対策の充実・強化

(ア) 人と動物の共通感染症対策の強化（関東・東京地区、中部地区）

- ・共通感染症のリスク評価を行ったうえでの飼育者への普及啓発
- ・テレビCM等のマスメディア活用による普及啓発

(イ) 狂犬病対策の充実・強化（東北地区、近畿地区）

- ・登録率・予防注射率の向上
- ・狂犬病発生時における県・市町村、獣医師の協同による対応のための仕組みの整備
- ・野犬化防止対策としての繁殖制限措置の実施
- ・テレビCM等のマスメディア活用による普及啓発

[考え方・対応等]

(ア) 共通感染症対策については、感染症法における動物衛生対策に係る獣医師の責務及び役割が明記されたこと等を受け、公衆衛生部会での検討を踏まえ、厚生労働省に対し、地域における診断体制の整備及び診療獣医師の技術向上対策等の要請を実施してきた。

本件については、今後においても、公衆衛生部会を中心とした検討を深め、必要に応じて広報及び要請活動等を実施していく考えである。

(イ) 狂犬病予防対策の徹底についての考え方は別紙の4に示したとおりであり、獣医師会の立場を踏まえた上で、普及啓発対策についてもマスメディア等の媒体を通じることを含め可能な範囲で一般への広報に努めていきたい。

(ウ) また、犬・猫の繁殖制限措置については、動物愛護の観点からも、行政の動物愛護部局と連携しながら、適切な推進を図る必要がある。

(エ) 一方、新公益法人制度移行に伴う狂犬病予防事業の公益目的事業としての位置づけ等について、これまで数次に渡り、地区獣医師会連合会、全国獣医師会会長会議をはじめ理事会における協議の結果を受け、検討の方向の指針のとりまとめを行ったが、地方獣医師会におかれては、関係自治体との連携の一層の確保とともに、管内の診療獣医師との結束の強化に努めていただきたい。

エ 獣医師及び動物医療の信頼の確保

(ア) 獣医療に関する広告制限の遵守（近畿地区、中国地区）

行政と獣医師会が連携した違反事例への対応の強化

(イ) 獣医師倫理の確立と獣医師の信頼性の確保（関東・東京地区）

- ・インフォームドコンセントの徹底
- ・獣医師の誓い-95年宣言の遵守

[考え方・対応等]

(ア) 平成20年度の獣医療法施行規則の一部改正を受け、農林水産省においては、獣医療に関する広告適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）等が策定され、獣医療広告制限違反者に対する指導・取締り体制が整備されたところであり、地方獣医師会においては、広告違反のみでなく他の法令も含めた違反情報の把握、行政に対する情報提供等、獣医師会と行政の連携体制の一層の確保をお願いする。

(イ) 本会としても、新たな法規制が実効性を持って円滑に運営されるよう留意しながら、必要に応じ農林水産省に働きかけていくこととしている。

ただし、法規制は、私権の制限による法益の社会経済、国民生活に対する必要性により判断されるのが基本であることに留意する必要がある。

(ウ) また、獣医師は社会的、公共的な性格を有する高度専門職としての自覚を持ち、自ら襟を正して職務に当たる必要がある。獣医師の職業倫理を確立するための倫理綱領が「獣医師の誓い-95年宣言」であり、地方獣医師会においても、本倫理綱領をはじめ獣医師職業倫理ガイドライン等の更なる普及を図っていただきたい。

オ 動物看護職の国家資格制度の実現

パラメディカル部門の充実のための動物看護職の国家資格制度の早期実現

[考え方・対応等]

(ア) 動物診療におけるチーム医療体制の整備についての本会の取り組みの考え方は、別紙の3に示したとおりである。

(イ) 平成21年度においては、農林水産省に対し、動物医療におけるチーム医療体制の整備に関する事項として、①動物看護職の人材養成と資格認定の統一化、②パラメディカル専門職の国家資格としての制度化について要請を行ったところである。

(ウ) 現在、小動物臨床部会の動物看護職制度あり方検討委員会において、①動物看護職の就業環境整備の方向、②動物看護職の高位平準化対策（民間養成・認定の統一の実施、③動物医療のチーム医療体制の整備（パラメディカル専門職の公的資格制度化等について検討を行っているところであり、検討結果に基づいて施策を推進していくこととしている。

カ 動物愛護管理対策、外来生物・野生動物対策、学校飼育動物対策の推進

(ア) 動物愛護活動への取り組み（九州地区）

- ・ 様々な立場の関係者の連携による動物愛護管理対策の推進
- ・ マイクロチップによる個体識別、十分なしつけの実施、終生飼育、不妊去勢手術の実施等を含む飼い主責任の強化

(イ) 緊急災害時動物救護対策の体制整備、推進（関東・東京地区）
地域における行政、関係団体等が一体となったシステムの構築

(ウ) 野生動物対策における獣医師活動の推進（北海道地区、関東・東京地区）

- ・ 獣医学教育における野生動物・自然環境に関するカリキュラムの充実
- ・ 動物救護活動における救護動物個体を通じたモニタリングの推進
- ・ 行政が行う野生動物保護、自然環境保全活動への獣医師の参画
- ・ 野生動物に係る獣医師専門化のネットワークの設置と油流出事故、感染症流行等に対応できるシステムの整備
- ・ 野生動物、飼育動物、公衆衛生等の分野に係る獣医師の連携の推進

(エ) 学校飼育動物対策の推進（中部地区、九州地区）

- ・ 文部科学省から県教育委員会への指導の強化
- ・ 学校獣医師制度の確立
- ・ 獣医学系大学における、学校飼育動物を支援を含む獣医師の社会的役割に関する教育の充実

[考え方・対応等]

(ア) マイクロチップの普及推進を含む動物の福祉及び愛護施策の推進についての本会の取り組みの考え方は、別紙の4に示したとおりである。

(イ) 平成21年度においては、①職域総合部会の野生動物対策検討委員会における検討報告書に基づき、環境省に対し、野生動物対策専門家の育成確保に関する要請活動を、②小動物臨床部会の動物介在活動推進検討委員会における検討報告書に基づき、環境省及び文部科学省等に対して動物介在諸活動（動物介在活動、動物介在療法、学校飼育動物支援活動を含む動物介在教育等）に係る施策の推進に関する要請活動を行うとともに、③職域総合部会の動物愛護福祉対策委員会における今後の動物愛護（福祉）・管理施策の整備・充実に向けての検討の中間報告を環境省に提出した。

(ウ) 本会では平成22年4月をもって社団法人日本動物保護管理協会と合併し、動物ID普及推進事業を含め、同協会の実施している動物愛護福祉関連事業を継承のうえ、本会が実施する公益事業の柱の一つとして充実・発展させていくこととしているところであり、獣医師会活動を通じての動物の福祉及び愛護精神の高揚等について地方獣医師会ともども、その推進に努めていきたい。

(エ) 動物愛護管理改正見直しへの対応を含む今後の動物愛護福祉施策の方向性については、新たに設置される予定の動物福祉・愛護部会の動物福祉・愛護委員会において検討を行い、また、野生動物対応については、野生動物対策検討委員会において、学校における動物飼育支援活動については、学校動物飼育支援対策検討委員会において検討を行い、本会の施策に反映させていることとしている。

キ 公益法人認定に向けての対応推進（中部地区）

(ア) 地方獣医師会の公益認定の推進

(イ) 日本獣医師会の将来の組織体制

地方獣医師会が公益社団法人と一般社団法人に分離移行した場合の対応

[考え方・対応等]

(ア) 公益法人認定に当たっての課題と対応については、すでに各地方獣医師会において個別具体的に検討協議を進めていると思われるが、意見、疑問点等を提出又は照会いただければ、職域総合部会及び学術部会等の関連委員会において検討・議論のうえ必要な情報及び対応策等をその都度フィードバックすることとしている。

また、本件に関わる研修会等の開催については、要請に応じて本会の役職員の派遣、または公認会計士、公益法人協会講師、コンサルタント会社等専門家を紹介するので、相談いただきたい。

(イ) 現在、本会においては公益社団法人の認定申請に向けて組織・事業・財務運営等について環境整備に努めるとともに、地方獣医師会においても高度専門職業人としての獣医師が組織する公益法人として獣医師及び動物医療についての社会的評価の向上を目指すべく、まずは公益認定要件等の点検整備に努めていただきたい。

なお、第66回通常総会において承認された社団法人日本動物保護管理協会との合併後の定款案では会員の資格を①一般社団法人である都道府県獣医師会及び②一般社団法人である政令

市獣医師会としているが、これは旧来の社団法人を一般法人法に基づく広義の一般社団法人と読み替えたにすぎず、新たな会員組織体制を前提としているものではない。

今後、本会が公益認定申請に当たって機関設計及び定款等を見直す中で、関連三法の規定及び会員の意見及び動向等を踏まえつつ獣医師会組織の充実・強化につながる会員組織体制を理事会等の場で協議検討していくこととなるが、これまでの日本獣医師会組織の維持発展を行ってきた経過から、現状のいわゆる団体会員制の基本を崩すことは、現状では念頭がない。

(ウ) 今後とも地方獣医師会と問題意識を共有し、個別の対応課題については、関係部会において協議・検討のうえ、解決を図っていきたいと考える。

(3) その他事項

ア 畜産振興対策への支援（近畿地区）

飼料の安定供給、消費者の信頼の確保等、獣医師の立場からの畜産振興の支援

[考え方・対応等]

(ア) 畜産振興対策については、新政権において予算措置が図られるが、今後の方針等については不明確な点が多い。本会としても中央畜産関係団体と連携を強めながら、ともに引き続き政府支援を含め対策の強化を求めていきたいと考える。

(イ) 獣医師の立場からの畜産経営の発展への支援については、産業動物臨床部会において検討がなされ、生産者と消費者の要求に応えられる獣医療提供の在り方等について様々な指摘がなされたところである。

本会としては、動物感謝デー等の機会をとらえて、食糧自給におけるわが国の畜産振興の重要性とそれを支える獣医師の役割に関する広報を行い、この分野に貢献する獣医師の活動を支援していくこととしている。

イ 各種予防注射の副反応への対応（関東・東京地区、中部地区）

(ア) 安全で有効なワクチンの開発

(イ) 予防注射の副反応による家庭動物の後遺症・死亡の補償のための基金の創設

[考え方・対応等]

(ア) ワクチンについては、国においてその有効性と安全性に係る検定が行われているが、一方でその副反応の報告が獣医師に義務付けられている。

(イ) 本会においては、「獣医師育成研修事業等対策事業」を実施して動物用医薬品副作用報告制度の普及・定着を図ったところであり、安全で有効なワクチンの使用につなげるためにも、獣医師による積極的な対応が必要であり、地方獣医師会におかれては、関係構成獣医師に対し、副作用報告の励行について指導願いたい。

(ウ) なお、副反応の原因はワクチン、獣医療行為、飼育管理等多岐にわたり、また原因究明が困難であることを考慮すると、どのような方法で補償を行うのが合理的であるかを様々な立場から十分に検討する必要がある。今後のワクチン改良の方向、副反応による事故の補償については、関係部会において製造メーカー等の対応状況について意見を聴しつつ関係者による検討の機会を持つこととしたい。

ウ 建築基準法の改正（中部地区）

第一種中高層住居専用地域内に建築することができる建築物に動物診療施設の追加

〔考え方・対応等〕

（ア）建築基準法においては、同法第48条において第一種・第二種低層住居専用地域とされた地域においては、住宅等の特定の建築物以外の建築物については建築してはならないとされている。

（イ）飼育動物診療施設は、建築可能とされる特定の建築物として特定されていないことから、同地域における飼育動物診療施設の建築は一般的には認められてはいないが、現行の建築基準法の規制においては、別表第二において規定された住居等の特定建築物のみの建築しか認められないとされているのではなく、ただし書きの規定により、「特定行政庁（都道府県知事又は建築主事を置く市町村の首長）が良好な住居環境を害するおそれがないと認めて許可した場合」の特認規定がある。住宅専用地域内における飼育動物診療施設の建築を求めるに当たっては、地域住民の理解を得た上で、当該規定の適用を求める個別対応により措置することでの対応は可能である。

（ウ）同地域内において飼育動物診療施設の建築を一般的に行えるようにするためには、建築基準法の改正（別表第二に「飼育動物診療施設」の追加）が必要となるが、一方で、小動物医療提供の現状をみると、診療施設の新規開設の継続的増加があり、地域によっては診療施設の過剰配置の傾向が顕在化しつつあること。また、往診診療者については開設に当たっての要件が簡素化されているとの事情を踏まえる必要がある。法改正による一般的制限解除は、需給関係の悪化による診療の質の低下の要因につながる恐れがあり、適正診療提供確保の観点から慎重を期す必要がある。

エ 飼い主が獣医師の指示に基づき、自宅において自己が所有する家庭動物に行う診療行為の範囲（中部地区）

〔考え方・対応等〕

（ア）本件については、自己所有動物に対する非獣医師による診療の行為の適用についての法令上の扱いと、それを越えた動物の福祉の観点に立った扱いと二つに分けて検討する必要があると考える。

（イ）「財産権」は国民に均しい基本的権利であり、これを侵すことはできないことから、特別法である獣医師法が優先されることにはならないが、「財産権の行使」として無制限に許可される訳ではなく公共の福祉への適合が求められるものである。

（ウ）一方、動物の福祉の観点からみた場合、動物愛護管理法においては、愛護動物に対する「虐待の禁止」が規定されているが、自己所有物に対する診療の行為は一般的には「虐待の行為」に直接的に結びつくものではないと考える。

（エ）法令上の扱いは以上のとおりと考えるが、本件は、ひとえに飼育者において家庭動物の存在をどのように考えるか、個々の飼育者の判断に基本的にはゆだねざるを得ないことであり、一様に基準なるものを策定すること自体、その適否を含め容易ではない。

9 動物看護職のあり方

動物看護職のあり方については、本会小動物臨床部会の動物診療補助専門職検討委員会〔委員長：細井戸大成（日本獣医師会理事）〕において検討を行った結果、「活動の推進のためには動物看護職による全国組織の設立が急務」であるとして、民間動物看護職認定団体、動物看護職等呼びかけ、平成21年4月の一般社団法人日本動物看護職協会設立を支援した。

さらに、今後の動物看護職制度のあり方について、動物看護職制度在り方検討委員会を設置して、以下のとおり検討を行った。

- (1) 第1回動物看護職制度在り方検討委員会は、平成21年11月27日開催し、「動物看護職制度の確立に向けて―①動物看護職の就業環境整備の方向、②動物看護職の高位平準化対策（民間養成・認定の統一の実施に向けて）③動物医療のチーム医療体制の整備（動物診療パラメディカル専門職としての公的資格制度化）など」をテーマに検討し、それぞれ検討のための小委員会を設置し、具体的な議論を進めることとされ、担当委員が決定された。
- (2) 動物看護職制度在り方検討委員会認定斉一化検討小委員会・統一カリキュラム策定検討小委員会合同委員会は、平成22年3月1日開催し、統一認定試験の実施に向けての協議を中心に検討し、次回までに、5団体は内部の意見をまとめること、また担当委員は試験やカリキュラムの内容について、意見を提出することとされた。

10 2009 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”

平成21年度に開催した2009動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” は次のとおり

《 2009 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” の開催状況 》

1 趣 旨

人と動物の共生社会の構築がクローズアップされる中、動物の保健衛生の向上、動物関連産業の発展、公衆衛生の向上を任務とする獣医師が、今後も社会的要請に応え、動物医療の質の向上を確保していくためには、国民的理解が不可欠であるため、獣医師の果たすべき役割の一層の社会的理解の情勢に資することとして、平成19年10月に開始した市民参加イベント「動物感謝デー」について、3回目となる本年度は、昨年に引き続き駒沢オリンピック記念公園（東京都）を開催場所として、地方獣医師会の参加協力、関係省庁・獣医師関係団体の後援、動物関連企業の協賛、関係団体・獣医学系大学の協力の下、「2009動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”」として開催した。

なお、本催事は、世界獣医学協会が提唱する国際的イベントである“The World Veterinary Day”と趣旨を同じくするものとして実施した。

2 開催テーマ

「知っていますか？獣医師の仕事」
ー私たちの暮らしとつながる動物たちー

3 開催主体等

- (1) 主 催：社団法人 日本獣医師会

- (2) 後援：農林水産省、厚生労働省、環境省、文部科学省、外務省、国土交通省、観光庁、食品安全委員会、東京都、World Veterinary Association、社団法人日本獣医学会、公益社団法人日本動物病院福祉協会、社団法人日本動物保護管理協会、一般社団法人日本動物看護職協会、AIPO（動物 ID 普及推進会議）、ヒトと動物の関係学会
- (3) 特別協賛：共立製薬株式会社、日本全薬工業株式会社、メリアル・ジャパン株式会社、ロイヤルカナンジャパン合同会社、日本ヒルズ・コルゲート株式会社、ファイザー株式会社、株式会社ベネッセコーポレーション
- (4) 協賛：アニコム損害保険株式会社、アリアンツ火災海上保険株式会社、株式会社インターズー、AHB インターナショナル株式会社、小田島商事株式会社、株式会社サニクリーン、学校法人シモゾノ学園国際動物専門学校、デビフペット株式会社、日生研株式会社、株式会社微生物科学研究所、プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社、株式会社安田システムサービス、株式会社損保ジャパン
- (5) 協力：全国 55 地方獣医師会、東北獣医師会連合会、近畿地区連合獣医師会、中国地区獣医師会連合会、九州地区獣医師会連合会、日本中央競馬会、帯広畜産大学、岩手大学、東京大学、東京農工大学、岐阜大学、鳥取大学、山口大学、宮崎大学、鹿児島大学、大阪府立大学、酪農学園大学、北里大学、日本獣医生命科学大学、日本大学、麻布大学、東京都立園芸高等学校、独立行政法人国際協力機構（JICA）青年海外協力隊事務局、公益社団法人日本動物病院福祉協会、社団法人ジャパン ケネル クラブ、社団法人全国農業共済協会、社団法人畜産技術協会、社団法人中央畜産会、社団法人東京都家庭動物愛護協会、一般社団法人全国ペット協会、一般社団法人日本動物看護職協会、一般社団法人ペットフード協会、特定非営利活動法人全国盲導犬施設連合会、特定非営利活動法人聴導犬普及協会、特定非営利活動法人動物愛護社会化推進協会、特定非営利活動法人どうぶつたちの病院、特定非営利活動法人 Knots、特定非営利活動法人野生動物救護獣医師協会、狂犬病臨床研究会、緊急災害時動物救援本部、小動物臨床栄養学研究会、諏訪流放鷹術保存会、全国学校飼育動物研究会、全国獣医学生交流会、動物 ID 普及推進会議（AIPO）、動物との共生を考える連絡会、動物のいたみ研究会、農場管理獣医師協会
- (6) イベント運営委託先：中央宣興株式会社

4 開催日時及び場所

平成 21 年 10 月 3 日(土) 10～17 時 東京都立駒沢オリンピック公園中央広場（東京都世田谷区、目黒区）

5 参加人員

イベント運営委託会社発表 1 万 7 千人以上

6 開催内容

獣医師の活動を紹介、普及するため、「一日獣医師体験コーナー」を実施したほか、トークセッション「獣医師の仕事（役割）対談」、ドラマ・映画化されたベストセラー『盲導犬クイールの一生』の物語を通じ、働く動物と人間や社会との関わりについて、原作者と盲導犬団体関係者が解説する「盲導犬クイールに学ぶ働く動物たちの役割」、感染免疫・寄生虫学の専門家と獣医師が動物

の飼い方、疾病予防等を語り合う「I LOVE animal! トークショー」、飼い犬のしつけ方を訓練士が伝授する「愛犬しつけ教室」、「動物ふれあいコーナー」における動物とのふれあい展示、「乗馬体験コーナー」や「ミニホース馬車試乗体験コーナー」での馬とのふれあい、「はたらく動物たち」のコーナーにおける災害救助犬、警察犬及び聴導犬のデモンストレーション、来場者が会場を回って楽しめるクイズラリー、さらに食品の安全性への獣医師のかかわりをアピールするための食肉等畜産物の試食コーナー、等多彩なプログラムを実施した。地方獣医師会からは8地方獣医師会及び2地区獣医師会連合会が展示コーナーを設けて特産品の頒布やそれぞれの活動の紹介を行った。

また、全国の獣医学系大学が展示コーナーを設けて児童、生徒、学生や保護者にそれぞれの特色をアピールし、協賛・協力、企業・団体はそれぞれの展示コーナーにおいて普及活動を行った。

11 狂犬病予防等人と動物の共通感染症対策

(1) 狂犬病予防対策

ア 普及・啓発対策

(ア) 平成22年3月末、平成22年度春の狂犬病予防注射期間に備えて、厚生労働省の施策推進を協力する形で厚生労働省と日本獣医師会を連名表記による狂犬病予防注射普及・啓発ポスターを作製し、地方獣医師会を通じて小動物診療施設を介しての広報活動を実施した。

(イ) 平成22年1月開催の「人とペットの共生セミナー」において狂犬病について考えるとの有識者によるパネルディスカッションに参加し、飼育者責任としての狂犬病予防対策の必要性等について講演するとともに、平成22年2月にラジオ・ディスクジョッキー番組に出演し、狂犬病対策の現状と人と動物の共生社会を実現する上での狂犬病に代表される共通感染症対策の必要性について講演した。

イ 今後における狂犬病予防注射事業のあり方の検討

(ア) 公益法人制度改革を控えての狂犬病予防注射事業推進の指針をとりまとめた「今後における狂犬病予防注射事業のあり方」を随時改訂し、平成21年12月28日付け事務連絡「地方獣医師会狂犬病予防対策事業の公益目的事業適合の要件の考え方について」、平成22年2月には改訂第5版として整理とりまとめの上、地方獣医師会における円滑な取り組みの対応に資することとして送付した。

(イ) 平成21年度地区連合獣医師会長会議（平成22年2月18日）、平成21年度第3回理事会（平成21年9月7日）、平成21年度第4回理事会（平成22年3月24日）において、公益法人制度改革を見据えた狂犬病予防注射事業実施体制について課題を協議・検討した。また、総務・広報委員会においても対応と課題等について検討した（「V 獣医事の向上に関する事項」の「2 各部会委員会の開催と検討状況」の「(6) 職域総合部会」を参照）。

(ウ) 獣医療法施行規則（広告制限）違反事例に対する対応について、「獣医療法施行規則に係る関係県獣医師会協議会（平成22年1月18日）」において関係地方獣医師会長、農林水産省担当官と協議を行った。

(2) 共通感染症対策

ア 高病原性鳥インフルエンザ対策

第147回日本獣医学会学術集会において、国内の野生アライグマの血清検体から高病原性鳥インフルエンザウイルスH5N1亜型に対する抗体を検出したとする報告があり、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から、①生産農場へのアライグマ等野生鳥獣の侵入防止対策について注意喚起と、②アライグマを確認した場合には市町村等へ駆除等の連絡をすることについて、都道府県畜産主務部長あてに指導の徹底を求めたので、円滑な防疫対策の実施につき協力願いたい旨の通知

があったこと受け、平成21年4月10日付け21日獣発第19号「高病原性鳥インフルエンザ防疫とアライグマ対策について」により、日本獣医師会会長から地方獣医師会会長あてに野生鳥獣対策の一環としてアライグマの生息状況調査や保護又は駆除のための捕獲の業務に従事される場合、今回の通知に十分留意の上の対処を依頼した。

また、平成20年9月、環境省自然環境局により、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」が策定されたことを受け、平成20年10月27日付け20日獣発第171号「環境省における『野鳥の高病原性鳥インフルエンザ対応技術マニュアル』の作成及び環境省要請について」により、日本獣医師会会長から地方獣医師会会長あてに①各所管先の都道府県担当部局との連携、②会員獣医師の各種調査等の実施に際しての積極的協力を要請した。

一方、本件が各種調査の実施をはじめ高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応について、民間獣医師及び民間飼育動物診療施設の参加協力を求めてきていること等から、本マニュアルの運用にあたり事前に地方獣医師会と十分な連携を図ること等について、平成20年10月27日付け20日獣発第172号「環境省における『野鳥の高病原性鳥インフルエンザ対応技術マニュアル』の策定に関して（要請）」により環境省自然環境局長及び農林水産省消費・安全局長あてに要請した。

その後、本会からの要請を受け、環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室長から都道府県鳥獣行政担当部局に対し、本会からの要請の内容が提示されるとともに、同対応技術マニュアルに基づく調査等の実施に当たっての関係者との協力、連携の円滑化について通知した旨、併せて本会に対し本件に対する協力・連携への配慮について依頼があったことから、平成21年5月11日付け21日獣発第48号「野鳥の高病原性鳥インフルエンザ対応について」により、日本獣医師会会長から地方獣医師会会長あてに、都道府県鳥獣行政担当部局等との連携のもと、円滑な対策実施の支援・協力を努められるとともに、野鳥の診療をはじめ各種衛生調査や野生動物保護活動に当たられる会員獣医師に対しての周知を依頼した。

農林水産省消費・安全局長から、周辺諸外国での高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されていることに加え、昨年2月、愛知県の養鶏農場における当該モニタリングにより、H7N6亜型の本病ウイルスが確認されたことを踏まえ、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会の家きん疾病小委員会においても当該モニタリングや報告徴求の継続が必要とされたことから、引き続き本病の発生予防措置の徹底及び監視体制の強化に万全を期すよう、各都道府県知事に求めた通知を受け、平成21年10月1日付け21日獣発第171号「高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化について」を、日本獣医師会会長から地方獣医師会会長あてに通知し周知を依頼した。

農林水産省消費・安全局動物衛生課長、総合食料局食品産業振興課長及び生産局畜産部食肉鶏卵課長の連名の通知を受け、平成21年10月29日付け21日獣発第188号「新型インフルエンザに関する正しい知識の普及等について」を、日本獣医師会会長から地方獣医師会会長あてに通知し、豚肉・豚肉加工品により新型インフルエンザが人に感染する可能性はないという、食品安全委員会委員長の見解のほか、世界保健機構（WHO）等の国際機関からの同様の声明に鑑み、今回、我が国の豚における感染事例の発生により豚肉の安全性に問題があるかのような告知や、安全性を理由として豚肉商品の販売停止等が行われることのないよう、引き続き本病に関する正確な知識の普及について、本会会員への協力を求めた。

イ 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザ対策については、平成21年4月28日付け事務連絡「新型インフルエンザ発生に伴う対応について」、平成21年5月8日付け事務連絡「新型インフルエンザに関する厚生労働省の情報提供について」、平成21年5月18日付け事務連絡「国内初の新型インフルエンザ患者発生に関する農林水産省の情報提供について」、平成21年5月25日付け事務連絡「国内での新型インフルエンザ患者発生に伴う感染拡大防止措置の徹底に関する追加情報等の提供について」、平成21年10月29日付け21日獣発第188号「新型インフルエンザに関する正しい知識の普及等に

ついて」により地方獣医師会への通知を行い周知した。

その他、2009 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” においても衛生管理の徹底に努めた。さらに、事務所内、理事会・部会委員会等会議においても衛生管理の徹底に努めた。

ウ その他

感染症予防法に関する通知のほか、鳥インフルエンザ、豚インフルエンザ、類鼻疽等に関して厚生労働省から提供された情報等を地方獣医師会あてに通知するとともにホームページに掲載し情報普及を図った。

2009 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” においては、小冊子の中で共通感染症予防における獣医師の役割について普及啓発を行った。

12 公務員獣医師の人材確保に向けての処遇の改善対策

- (1) 小動物診療獣医師が増加する一方、都道府県において食肉衛生検査等の公衆衛生、トリインフルエンザ対策等の家畜防疫、動物愛護・管理や野生動物保護対策等の行政部門に従事する公務員獣医師の確保が困難で、獣医師の就業の職域偏在が顕在化してきている状況を受け、本会では、公務員獣医師の確保困難な最大の要因として処遇問題があるとの認識の下、平成 19 年 12 月、麻生 渡全国知事会会長（福岡県知事）に対し、全国知事会会長の立場で公務員獣医師の処遇の改善に当たっていただきたい旨、日本獣医師会から要請を行ったが、これを受けて各都道府県獣医師会においても所管の知事（首長）をはじめ関係部局に対し、実態の説明と処遇改善の必要性について要請を行った。
- (2) 平成 22 年 2 月、各自治体における処遇改善の平成 20 年度からの対応状況（平成 22 年度対応予定分を含む）を調査した結果、20 以上の地方公共団体では獣医職職員の給与の改善等の処置の改善措置が図られたことが報告された。

13 動物福祉その他動物愛護関係団体等との連携

(1) マイクロチップによる個体識別の推進

平成 21 年度においても動物 ID 普及推進会議（A I P O：(財)日本動物愛護協会、(社)日本動物福祉協会、(社)日本愛玩動物協会及び(社)日本動物保護管理協会の動物愛護 4 団体と(社)日本獣医師会で組織）の構成団体として、マイクロチップによる個体識別の普及活動を行った。

平成 20 年度末に 217,375 頭であった登録頭数が、平成 21 年度末には 327,684 頭と増加した。

(社)日本動物保護管理協会を吸収合併することに伴い、平成 21 年度第 4 回理事会（平成 22 年 3 月 24 日）において、「動物適正管理個体登録等推進事業実施要領」を制定し、平成 22 年 4 月からは、これまで(社)日本動物保護管理協会が実施してきた「動物 ID 情報管理事業」を承継し、新たに本会の「動物適正管理個体登録等推進事業」として実施することとしている。

また、これまで(社)日本動物保護管理協会が担ってきた A I P O 事務局を本会が担うこととなる。

(2) 緊急災害時の動物救護対策の推進

緊急災害時動物救護対策については、本会の動物愛護福祉委員会においてガイドラインを策定し、各地域におけるマニュアルの策定等活動の推進を図っているところであるが、中央においては、緊急災害時動物救援本部（(財)日本動物愛護協会、(社)日本動物福祉協会、(社)日本愛玩動物協会及び(社)日本動物保護管理協会の動物愛護 4 団体と(社)日本獣医師会で組織）の行う普及・啓発活動を支援した。

(3) 動物感謝デーにおける動物愛護団体との連携

2009 動物感謝デー in JAPAN においては、動物愛護団体とも連携を図り、協力を得ながら、動物愛護・福祉に関する普及啓発活動を行った。

催事においては、本会から A I P O、緊急災害時動物救援本部にブースを提供し、両団体は提供したブースにおいてパネル展示、資料配布等の普及啓発活動を行った。

(4) 「動物愛護週間中央行事」への参加

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、環境省を中心に東京都、台東区及び動物愛護関係団体等が協力して例年実施されている動物愛護週間中央行事については、「いのち輝け・人と動物の愛の輪で」のスローガンのもと、本年度は、「めざせ！満点飼い主」をテーマに、「動物愛護ふれあいフェスティバル」が実施された。9月19日、上野恩賜公園内において屋外行事が、また、9月20日には、東京国立博物館において屋内行事として、動物愛護週間制定60周年記念切手贈呈式、表彰式、動物愛護シンポジウム「めざせ！満点飼い主ーペットの高齢化について考える」が開催された。

(社)日本動物保護管理協会を吸収合併することに伴い、これまで(社)日本動物保護管理協会が実行委員として参画してきた「動物愛護週間中央行事実行委員会」に対して、平成22年4月からは本会として参画する予定である。

14 その他

(1) 獣医事審議会計画部会における新たな「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」策定に係る検討

農林水産省においては、新たな「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」の策定に向けた検討を行うため、獣医事審議会計画部会〔部会長：山根義久（日本獣医師会会長）〕における検討が3回（第1回：平成21年10月9日、第2回：平成22年2月22日、第3回：平成22年3月17日）行われた。また、職域分野別に設置された4つのワーキンググループにおける検討が各3回（①産業動物分野：平成21年5月14日、平成21年6月17日、平成21年7月29日、②公務員分野：平成21年5月14日、平成21年6月17日、平成21年7月29日、③小動物分野：平成21年5月28日、平成21年7月17日、平成21年8月18日、④民間・研究分野：平成21年5月28日、平成21年7月17日、平成21年8月18日）行われ、報告書が取りまとめられた。なお、第2回および第3回計画部会においては、獣医学生がより実践的な技能を習得する機会を充実させるための獣医学教育による臨床実習のあり方について検討され、計画部会の下にワーキンググループを設置し、臨床実習において獣医学生に許される行為と、その実施条件についての基本的な考え方の検討が開始された。

(2) 産業動物獣医師事情関係者懇談会

産業動物診療獣医師の新規就業の継続的減少から、その確保が困難な事情にあり、地域及び職域における不足や偏在が顕著化していることを受け、本会では、本会の事業運営機関である産業動物臨床部会において、開業産業動物診療獣医師、農業共済団体等と獣医師確保対策への取組み推進の方策を検討してきたところである。

本年度において、本会は、7月24日、全国農業共済協会、中央畜産会とともに「産業動物獣医師確保対策懇談会」に出席し、農林水産省担当官の出席も得て、産業動物診療獣医師の確保問題について協議を行った。

(3) 家庭動物関連業界団体代表者等懇談会

今後とも、本会が国民的理解の下で、動物の適性飼育の推進を通じ動物飼育を国民生活に普及していくためには、動物関連業界団体・企業そして獣医師・獣医師会が協調連携して対応する必要がある。平成22年1月14日、本会では「家庭動物関連業界団体代表者等懇談会」を開催して、主な動物関連団体、企業の代表者と意見交換を行った。懇談会では、特に、4回目の開催を迎える動物感謝デーの開催・運営の考え方等について協議が行われた。

VI 獣医学術及び獣医事の国際交流に関する事項

(1) 世界獣医学協会（WVA）関係

平成21年8月27日～28日、東京都京王プラザホテルにおいて、WVA評議員会が開催された。本会は、WVAの要請を受け、同評議員会の東京開催を支援するとともに、7月28日夕、日本獣医師会会長レセプションを開催して山根会長、中川副会長が出席し、WVA会長ジョルナ氏、副会長ランダルス氏、ケシュリッド氏及び各地域代表の評議員とWVAの今後の運営について意見交換を行った。

平成21年10月、WVAから送付された、「2010-2015におけるWVAの戦略に関するアンケート」に回答し、本会がこれまでも主張してきた会員数が多く多額の年会費を支払っている国家会員に対する年会費の減額等に関する配慮等について意見を述べた。

平成21年10月3日、「2009動物感謝デー in Japan」を、獣医師職域の広報のためのイベントとしてWVAが提唱するワールドベテリナリーデー「World Veterinary Day」を兼ねて開催した。

開催に当たっては、WVAの承諾を得て後援名義を使用した。（「V 獣医事の向上に関する事項」の「10 2009動物感謝デー in JAPAN」を参照）。

(2) アジア獣医師会連合（FAVA）関係

平成21年11月4日、バンコク・タイのBITECコンベンションセンターにおいて第30回FAVA代表者会議が開催され、平成23年2月フィリピン・セブで開催される予定の第16回FAVA大会の開催内容等について意見交換が行われた。今回の代表者会議には、本会から出席はしなかったが、事務局から議事概要の送付を受けて、会議の内容を把握した。

(3) その他の国際交流

平成21年度においては、以下の者の訪問を受けた。

北海道獣医師会 JICA 獣医技術研修員来会

平成21年11月20日

VII 獣医事関係の情報の提供に関する事項

1 広報及び情報提供等

(1) インターネットを利用した広報活動

ホームページ一般サイトによる獣医師、獣医師会の活動について普及啓発を行うとともに、会員・構成獣医師専用サイトにおいては、職域別部会の活動状況等、構成獣医師に対する有用な情報のタイムリーな提供に努めた。

一般サイトでは、トップページの「トピックス」、「人材募集、学会・セミナー等の開催案内など」を中心に、情報提供に努めた。また、平成 21 年 10 月に開催した「2009 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”」（「V 獣医事の向上に関する事項」の「10 2009 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”」を参照）関連の広報のため、新たに別サイトを開設・公開し、一般サイトとの相互リンクを行った。

さらに、日本動物保護管理協会との合併対応として、動物愛護・福祉関連事業等の動管協からの継承事業に係るホームページの整備、一般サイトと専用サイトの統合による情報の一元的提供と利便性の向上を進めた。

平成 16 年 5 月に発刊した日本獣医師会メールマガジン（略称：メルマ日獣）は、平成 21 年度末までに第 70 号を発刊した。メルマ日獣では、日本獣医師会雑誌の掲載記事の紹介やホームページに掲載した情報等、会員に有用と思われるものをコンパクトで紹介しており、一部の地方獣医師会ではインターネット経由で構成獣医師に配信している。また、会員・構成獣医師に対する配信申込の呼び掛けを継続した結果、メルマ日獣の配信登録数は前年度比 13.9%の伸びがみられた。

（２）その他の広報活動

ア 2009 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”において、日本獣医師会パンフレットを小冊子として製作し、会場における一般市民への配布や関係者への送付により最新情報を含めた獣医師と獣医師会の活動の普及に努めた。

イ 2009 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”において、獣医師の職業に関する様々な広報を行った。

2 獣医事等に係る関係事項の通知

平成 21 年度における獣医事等に係る関係事項の通知の発出状況は、次のとおり

《平成 21 年度 獣医事関係通知の発出状況》

通 知 件 名	文 書 番 号 等
新公益法人制度移行に向けての当面の対応等について	平成 21 年 4 月 1 日付け 21 日獣発第 3 号
農林水産大臣の指定する小動物臨床研修診療施設の指定について （「獣医師法第十六条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件の一部を改正する件」について）	平成 21 年 4 月 7 日付け 21 日獣発第 15 号 （平成 21 年 3 月 31 日付け 20 消安第 13377 号）
飼育動物診療施設の規定の適用除外について （「獣医師法の一部を改正する法律及び獣医療法の運用について」の一部改正について）	平成 21 年 4 月 7 日付け 21 日獣発第 16 号 （平成 21 年 3 月 26 日付け 20 消安第 10171 号）
ポジティブリスト制度に対応した「生乳の安全・安心の確保」のための診療情報提供に対する協力等の要請について （「酪農家診療使用医薬品記録票」の作成・配布と、酪農家への診療情報のご伝達に対するご協力の要請について）	平成 21 年 4 月 10 日付け 21 日獣発第 17 号 （平成 21 年 4 月 3 日付け 中酪（総対）発第 8 号）

高病原性鳥インフルエンザ防疫とアライグマ対策について (高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について (野生動物対策))	平成 21 年 4 月 10 日付け 21 日獣発第 19 号 (平成 21 年 4 月 6 日付け 21 消安第 256 号)
日本獣医師会と日本動物保護管理協会との合併手続きを進める件について	平成 21 年 4 月 10 日付け 20 日獣発第 224 号
指定動物 (サル) の輸入に関し輸出国政府機関が指定する施設の変更 (感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第 4 条の指定に基づき、農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件) について (感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第 4 条の規定に基づき、同乗の票の輸入可能地域のうち第 2 号に掲げる地域の項の下欄第 1 号及び第 2 号の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件について)	平成 21 年 4 月 28 日付け 21 日獣発第 37 号 (平成 21 年 4 月 17 日付け 21 消安第 270 号)
豚インフルエンザに関する正しい知識の普及等について (豚インフルエンザに関する正しい知識の普及等について)	平成 21 年 5 月 1 日付け 21 日獣発第 47 号 (平成 21 年 4 月 27 日付け 21 消安第 1019 号 21 総合第 181 号 21 生畜第 326 号)
野鳥の高病原性鳥インフルエンザ対応について (野鳥の高病原性鳥インフルエンザ対応について)	平成 21 年 5 月 11 日付け 21 日獣発第 48 号 (平成 21 年 4 月 21 日付け 環自野発第 090427001 号)
養豚農場に対する飼養衛生管理の指導及び注意喚起と国内で飼育されている豚の豚インフルエンザ検査の実施について (養豚農場に対する飼養衛生管理の指導及び注意喚起について)	平成 21 年 5 月 1 日付け 21 日獣発第 49 号 (平成 21 年 5 月 1 日付け 21 消安第 1118 号)
厚生労働省における畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査の実施について (平成 21 年度畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査の実施について)	平成 21 年 5 月 14 日付け 21 日獣発第 51 号 (平成 21 年 4 月 27 日付け 21 消安第 488 号)
養豚農場に対する飼養衛生管理の指導及び注意喚起について (その 2) (養豚農場に対する飼養衛生管理の指導及び注意喚起について (その 2))	平成 21 年 5 月 18 日付け 21 日獣発第 60 号 (平成 21 年 5 月 18 日付け 21 消安第 1723 号)
豚の衛生的な飼養管理等について (豚の衛生的な飼養管理等について)	平成 21 年 5 月 25 日付け 21 日獣発第 66 号 (平成 21 年 5 月 18 日付け 環自総発第 090518006 号)
動物に用いられる人用医薬品の人用医薬品卸売販売業からの販売について (動物に用いられる人用医薬品の人用医薬品卸売販売業からの販売について)	平成 21 年 6 月 3 日付け 21 日獣発第 70 号 (平成 21 年 5 月 18 日付け 21 消安第 1719 号)

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行について (愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行について)	平成 21 年 6 月 8 日付け 21 日獣発第 74 号 (平成 21 年 5 月 29 日付け 21 消安第 2236 号 環自総発第 090529009 号)
新公益法人制度移行に向けての当面の対応等について	平成 21 年 6 月 18 日付け 21 日獣発第 78 号
犬等の輸出入検疫規則に基づき定められた農林水産大臣の指定する検査施設の名称等の変更について (犬等の輸出入検疫規則第 4 条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の三の口の規定に基づき、同口の農林水産大臣の指定する検査施設を定める件の一部を改正する件について)	平成 21 年 7 月 6 日付け 21 日獣発第 97 号 (平成 21 年 6 月 29 日付け 21 消安第 2863 号)
家畜共済事業における動物診療提供の適性の確保等について (栃木県農業共済組合連合会に対する監督上必要な命令の発出について)	平成 21 年 7 月 6 日付け 21 日獣発第 98 号 (平成 21 年 7 月 3 日付け 農林水産省プレスリリース)
シードロット製剤として承認された動物用ワクチンについて (シードロット製剤として承認された動物用ワクチンについて (その 1))	平成 21 年 7 月 14 日付け 21 日獣発第 103 号 (平成 21 年 7 月 1 日付け 21 動薬第 1125 号)
精液等証明書・授精等証明書に関する注意喚起について (精液等証明書・授精等証明書に関する注意喚起について)	平成 21 年 7 月 14 日付け 21 日獣発第 104 号 (平成 21 年 7 月 7 日付け 21 生畜第 737 号)
獣医師職業倫理の指導・普及について (獣医師法第 8 条第 2 項に該当する獣医師の処分について)	平成 21 年 7 月 15 日付け 21 日獣発第 106 号 (平成 21 年 7 月 8 日付け 21 消安第 2380 号)
新公益法人制度移行の職域総合部会における検討状況等について	平成 21 年 7 月 15 日付け 事務連絡
コロナバクテリウム・ウルセランスによるジフテリア症状を呈する感染症患者に関する情報について (コロナバクテリウム・ウルセランスによるジフテリア様症状を呈する感染症患者に関する情報について)	平成 21 年 7 月 29 日付け 21 日獣発第 113 号 (平成 21 年 7 月 22 日付け 健感発 0722 第 3 号)
畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準 (農場 HACCP 認証基準) の公表について (畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準 (農場 HACCP 認証基準) の公表について)	平成 21 年 8 月 28 日付け 21 日獣発第 135 号 (平成 21 年 8 月 14 日付け 21 消安第 4973 号)
家きん農場に対する飼養衛生管理の指導及び注意喚起について (家きん農場に対する飼養衛生管理の指導及び注意喚起について)	平成 21 年 8 月 28 日付け 21 日獣発第 144 号 (平成 21 年 8 月 24 日付け 21 消安第 5569 号)

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について (野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について)	平成 21 年 9 月 24 日付け 21 日獣発第 163 号 (平成 21 年 9 月 4 日付け 環自野発第 090904002 号)
高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化について (高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化について)	平成 21 年 10 月 1 日付け 21 日獣発第 171 号 (平成 21 年 9 月 11 日付け 21 消安第 6222 号)
国内で飼育されている豚の豚インフルエンザ検査に関する対応について (国内で飼育されている豚の豚インフルエンザ検査に関する対応について)	平成 21 年 10 月 20 日付け 21 日獣発第 182 号 (平成 21 年 10 月 1 日付け 21 消安第 6800 号)
新公益法人制度への移行に当たり獣医師会活動の基盤となる会員組織の充実・強化について	平成 21 年 10 月 27 日付け 21 日獣発第 185 号
養豚農場に対する飼養衛生管理の指導及び注意喚起について (その 3) (養豚農場に対する飼養衛生管理の指導及び注意喚起について (その 3))	平成 21 年 10 月 29 日付け 21 日獣発第 186 号 (平成 21 年 10 月 21 日付け 21 消安第 8322 号)
新型インフルエンザに関する正しい知識の普及等について (新型インフルエンザに関する正しい知識の普及等について)	平成 21 年 10 月 29 日付け 21 日獣発第 188 号 (平成 21 年 10 月 21 日付け 21 消安第 8323 号 21 総合第 1285 号 21 生畜第 1261 号)
独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規定の制定について (独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程の制定について)	平成 21 年 11 月 10 日付け 21 日獣発第 196 号 (平成 21 年 10 月 28 日付け 21 独家セ第 1121 号)
独立行政法人家畜改良センター牛個体識別代行報告システム利用規約の一部改正について (独立行政法人家畜改良センター牛個体識別代行報告システム利用規約の一部改正について)	平成 21 年 11 月 11 日付け 21 日獣発第 197 号 (平成 21 年 10 月 28 日付け 21 独家セ第 1125 号)
ペットフード安全法関係機関等連絡会議について (協力依頼) (ペットフード安全法関係機関等連絡会議の開催について)	平成 21 年 11 月 16 日付け 21 日獣発第 202 号 (平成 21 年 10 月 28 日付け 環自総発第 091028006 号)
シードロット製剤として承認された動物用ワクチンについて (その 2) (シードロット製剤として承認された動物用ワクチンについて (その 2))	平成 21 年 11 月 19 日付け 21 日獣発第 207 号 (平成 21 年 11 月 21 日付け 21 動薬第 2644 号)
牛白血病の防疫対策について (牛白血病の防疫対策の徹底について)	平成 21 年 12 月 3 日付け 21 日獣発第 213 号 (平成 21 年 11 月 27 日付け 21 消安第 10055 号)

新公益法人制度移行対応に関する件（本部と支部の関係等の職域総合部会における検討状況）	平成 21 年 12 月 9 日付け 事務連絡
動管協と日獣の合併に伴う動物の福祉及び愛護関係業務の推進について（経過と今後の対応）	平成 21 年 12 月 18 日付け 21 日獣発第 223 号 21 日動協発第 59 号
日獣賛助会員入会の促進について（依頼）	平成 21 年 12 月 18 日付け 21 日獣発第 223 号 21 日動協発第 60 号
感染症法に基づくサルの輸入地域へのカンボジア王国の追加等について （感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令について）	平成 22 年 1 月 5 日付け 21 日獣発第 233 号 （平成 21 年 12 月 22 日付け 健感発 1222 第 1 号）
韓国における口蹄疫の発生について （韓国における口蹄疫の発生について）	平成 22 年 1 月 19 日付け 21 日獣発第 238 号 （平成 22 年 1 月 7 日付け 21 消安第 11243 号）
公務員獣医師処遇改善の対応状況について（報告依頼）	平成 22 年 1 月 22 日付け 21 日獣発第 241 号
動物検疫所ホームページにおける動物検疫統計検索機能の追加について （動物検疫所ホームページにおける動物検疫統計検索機能の追加について）	平成 22 年 1 月 27 日付け 21 日獣発第 242 号 （平成 22 年 1 月 20 日付け 21 動検第 520 号）
エチプロストントロメタミンを有効成分とする動物用医薬品等における食品、添加物等の規格基準の一部改正について （食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（周知））	平成 22 年 2 月 3 日付け 21 日獣発第 246 号 （平成 22 年 1 月 27 日付け 21 消安第 11830 号）
飼料添加物デスマイシン A の指定の取り消し等 （飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について）	平成 22 年 2 月 12 日付け 21 日獣発第 254 号 （平成 22 年 2 月 4 日付け 21 消安第 11437 号）
農薬の飼料中の残留基準の設定等に係る要請等に関する指針 （国外で使用される農薬に係る飼料中の残留基準の設定及び改正に係る要請等に関する指針について）	平成 22 年 2 月 12 日付け 21 日獣発第 255 号 （平成 22 年 2 月 2 日付け 21 消安第 11433 号）
新公益法人制度移行対応に関する件（職域総合部会における検討状況）	平成 22 年 2 月 18 日付け 事務連絡
動物由来たん白質の飼料における農林水産大臣確認手続きの一部改正 （「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」の一部改正について）	平成 22 年 3 月 10 日付け 21 日獣発第 268 号 （平成 22 年 3 月 1 日付け 21 消安第 12077 号）
農林水産省における平成 22 年農業技術の基本指針の策定 （平成 22 年農業技術の基本指針について）	平成 22 年 3 月 10 日付け 21 日獣発第 270 号 （平成 22 年 2 月 26 日付け 21 政第 175 号）

牛個体識別全国データベースの情報の公表手続きに関する独立行政法人家畜改良センターからの通知 (牛個体識別全国データベースの情報の公表に関する手続の制定について)	平成 22 年 3 月 10 日付け 21 日獣発第 271 号 (平成 22 年 3 月 1 日付け 21 独家セ第 1634 号)
牛個体識別全国データベースの記録の修正等の手続きに関する独立行政法人家畜改良センターからの通知 (牛個体識別全国データベースの記録の修正等に関する手続の制定について)	平成 22 年 3 月 10 日付け 21 日獣発第 272 号 (平成 22 年 3 月 1 日付け 21 独家セ第 1635 号)
農林水産省における「高病原性鳥インフルエンザ防疫指針の留意事項」の一部改正(ウイルス遺伝子検査の追加等) (「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の一部改正について)	平成 22 年 3 月 11 日付け 21 日獣発第 274 号 (平成 22 年 3 月 5 日付け 21 消安第 13550 号)
平成 21 年度地区獣医師会連合会会長会議結果及び新公益法人制度移行対応の検討に当たっての指針の策定等について	平成 22 年 3 月 17 日付け 21 日獣発第 279 号
農林水産省における「オーエスキー病防疫対策要領」の一部改正 (オーエスキー病防疫対策要領の一部改正について)	平成 22 年 3 月 31 日付け 21 日獣発第 290 号 (平成 22 年 3 月 19 日付け 21 消安第 14413 号)
農林水産省における「高病原性鳥インフルエンザ防疫指針の留意事項」の一部改正(新たな診断薬の活用等) (「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の一部改正について)	平成 22 年 3 月 31 日付け 21 日獣発第 291 号 (平成 22 年 3 月 23 日付け 21 消安第 14441 号)

注：() 内は省庁・団体・機関からの通知の件名、文書番号等

3 日本獣医師会雑誌 (日獣会誌)

「Ⅱ 獣医学術の振興・普及及び調査研究に関する事項」の「5 日本獣医師会雑誌 (日獣会誌)」として前掲。

Ⅷ 獣医学術関係書籍等の発行に関する事項

適正な動物医療の提供等の獣医療の質の確保を図るとともに、獣医療技術・知識の向上等を通じて獣医師専門職の人材養成に資するため、獣医療に係る法定事項各種証明様式をはじめ、生涯研修用教材等の制作と頒布を次のとおり行った。

ア 獣医療証明様式としての予防接種証明書 (A 様式・B 様式)、動物用医薬品指示書及び出荷制限期間指示書、日本獣医師会雑誌製本ファイル及び日本獣医師会の会員 (会員を構成する獣医師を含む。) の証明となる襟章バッジ等の制作と頒布

イ 獣医師生涯研修用教材としての CD-ROM [眼科シリーズ (水晶体の検査、前眼部の検査)、公衆衛生編 (人と動物の共通感染症)・産業動物編 (牛の発情・排卵同期化と定時人工授精) 2 編合作] の頒布

IX 獣医師の福祉のための共済に関する事項

(1) 共済事業の運営状況

平成 21 年度における獣医師福祉共済事業の加入実績及び保険金の支払い状況は以下のとおり。

ア 保険の加入状況

保険の種類	加入者数 (名)	加入 地方会数
生命共済保険	3,578	55
獣医師賠償責任保険	5,783	55
所得補償保険	1,438	54
医療費用保険	342	47
団体医療保険	195	38
年金保険	208	38
(注)所得補償保険には、団体長期所得補償保険が含まれる。		

イ 保険金の支払状況

保険の種類	事故件数 (件)	支払保険金額 (円)
生命共済保険	20	31,060,000
獣医師賠償責任保険	77	18,981,903
所得補償保険	45	20,028,599
医療費用保険	6	460,430
団体医療保険	17	4,878,000
年金保険	—	85,897,354
(注)所得補償保険には、団体長期所得補償保険が含まれる。		

(2) 獣医師賠償共済事業の加入促進

獣医師賠償共済事業は、未加入者への加入案内文書及びパンフレットの配布、日本獣医師会雑誌への継続的な広告掲載等引き続き加入推進に努めた。

X その他の事項（新青山ビルの区分所有に伴う維持・管理など）

(1) 本会は、新青山ビル（昭和 53 年 10 月に三菱地所㈱が建設）の一部を区分所有（注：登記簿上の専有面積は 1,097.14 m²、共有面積は 204.55 m²）しており、そのうち約 789 m²を三菱地所㈱との間の賃貸借契約に基づき、第三者に貸室として賃貸しているが、平成 21 年度においても前年度同様、当該賃貸借契約に基づく賃貸を行った。

(2) 一方、新青山ビルの維持管理については、三菱地所㈱との賃貸借契約の下で対処しているが、新青山ビルの維持管理に伴う通常の営繕工事については、賃貸借契約に基づき所要額の一定割合を負担した。

なお、新青山ビルは築後約 30 年を経過しており、資産価値の確保のため、中長期計画に基づく修繕工事が開始されたことに伴い、平成 16 年度より修繕工事負担金に充てるための特別積立を基金会計において実施しており、平成 21 年度においても賃貸借契約に基づき三菱地所㈱と協議の上、所要額の積み立てを行った。